

2023(令和5)年度 自己点検・評価報告書

2024(令和6)年3月31日

事業構想大学院大学
事業構想研究科事業構想専攻

目次

序章	．．．	1
本章		
第1章	理念・目的	．．． 3
第2章	内部質保証	．．． 8
第3章	教育研究組織	．．． 17
第4章	教育課程・学習成果	．．． 19
第5章	学生の受け入れ	．．． 36
第6章	教員・教員組織	．．． 46
第7章	学生支援	．．． 52
第8章	教育研究等環境	．．． 62
第9章	社会連携・社会貢献	．．． 69
第10章	大学運営・財務（1）大学運営	．．． 75
	大学運営・財務（2）財務	．．． 80
終章	．．．	82

（注記）

教職員、学生数等に関する数値は、2023(令和5)年5月1日現在の学校基本調査での報告数を基準としている。それ以外は2024(令和6)年3月31日現在を基準としている。

序 章

(1)事業構想大学院大学の設置の経緯及び目的、特色について

事業構想大学院大学（以下、「本学」という。）は、2012(平成 24)年 4 月、東京・南青山に開学した経営系専門職大学院である。設置目的は、「複雑かつ不確実性の高まる社会において、自らの経営資源を生かして理想（構想）を描き、構想計画を考えて実現することで社会課題を解決し、新たな事業を創出することの研究および、社会の一翼を担う高度専門職人材の育成」である。時代の停滞を打破し、イノベーションを起こし、日本経済を現場から再生させるリーダーとして活躍する人材の育成を目指し、「専門特化、地域特化、職業人特化の 3 つの特色をもつ本格的な高度専門職業人を育成する」ことを「設置の趣旨」に掲げた。構想を考え、実現する人材の育成と活躍は、持続可能な未来への貢献と日本経済の活性化に寄与できると考えている。

また地域特化に関しては、地域の自然や歴史、文化、伝統、慣習を理解・熟知している人たちがこそが、地域活性・創生に真に役立つ事業構想を立て、継承しながら持続成長をさせることができる、との考えから、2018(平成 30)年度に大阪校と福岡校、2019(平成 31・令和元)年度に名古屋校、さらに 2022(令和 4)年度には NEXCO 東日本（東日本高速道路株式会社）と仙台校を共同開校し、全国 5 拠点となった。

新設地域に於いては本学が目指す「事業構想」についての教育研究活動の理解と認知度を高め、その必要性への共感を広く獲得するところから取り組む必要もあった。大学全体としても「事業構想人材の育成」という共通の目標を掲げながら各校立地の特色を生かし、その地域の発展に資する学生の教育をさらに強化する必要がある、様々な連携も模索しながら新たな地域拠点づくりへの活動に挑戦している。

以上、本学では開学の趣旨に基づいて東京校での教育研究を開始し、仮説に基づく活動と検証、挑戦を続けながら、現在は 5 校体制で全国展開し 12 年目を迎えている。この間、毎年多数の受験生から優れた社会人大学院生を選抜し、1 期生～11 期生で合計 703 名の修了生を送り出した。そして 2023(令和 5)年度には、これまでで最多の 131 名(11 期生)を修了生として送り出した。

本学修士課程を修了した 1 期生～10 期生からは、所属する組織の中で新規事業を成功させた者、起業した者、事業承継し発展させた者、新事業で分社化し経営者になった者、構想を公約として議員に当選し地域の発展に尽力する者、など多彩な人材を輩出し、当初の目的に沿った教育成果を挙げつつある。優れた起業家として表彰を受けたり、その活躍がメディアからも注目され、紹介されたり、事業構想の実践者として講演や指導に当たる者も多数いる。修了生らは「事業構想修士(専門職)」の学位を名刺にも印刷し、活躍の幅や領域を広げている。

また、教育内容においては、専任教員、演習を指導する特任教員、客員教員による基礎、専門、応用分野に広く展開する講義群と演習、および外部講師による特別講義から構成している。「事業構想」の骨格を形成するために実施する前者の講義と演習は学術分野及び実務分野出身の専任教員、多様な事業分野で活躍する客員教員が担当し、実際の事業現場への理解や未来への多面的な示唆を得ることを目的とした特別講義は、産業界や先端科学技術分野で最先端を担う専門家をゲスト講師として招聘することで実施してきた。このよう

に本学では、知的変革と成長のバランスがとれた教育研究プログラムとなるべく準備し、学生が社会変革のための実践力を培うための講義・演習となるように検討と改革を積み重ねてきた。

2020(令和2)年からのCOVID-19の影響は大きかったが、少人数制の大学院である特徴を生かし、密な環境を避けるための工夫を凝らして大学院の授業参加が可能な環境をいち早く整え、ハイフレックス(Hybrid-Flexible)型授業を標準としたことで、多様かつ多忙な社会人大学院生の事情に対応しうる研究教育環境にもなった。そうした時代の変化を踏まえて、本学の今後の活動としては、事業あるいは構想について本質的な見直しをもとにした新たな考え方で教育研究内容を設計し、不確実な時代をひらく能力を備え、新しい時代を創出するためのイノベーション人材を輩出する研究の場として拡充したいと考えている。

(2)これまでの自己点検・評価活動及び外部評価・第三者評価等への取組み

2012(平成24)年の開学当時は教授会メンバーの中から指名された「自己点検・FD」担当が、日々の研究指導内容を共有し、様々な意見交換をおこない、議論を踏まえて、いくつかの必要な取組みを行ってきたが、2015(平成27)年度以来、学長が指名する教職員、研究科長及び事務局長で構成する「自己点検・評価委員会」を設置し、継続的な自己点検・評価活動に取り組んできた。

2016(平成28)年度に本学が受審した経営系専門職大学院認証評価では、本学での自己点検・評価を課題解決に結びつけるプロセスが不十分であると、勧告を受けた。それ以後、本学では、改善計画を策定し、大学基準協会に報告した後、当該専攻において改善に取り組む、勧告事項については2019(平成31)年度に改善報告書を提出し、改善を完了している。また、その後も、より効果的な自己点検・評価のシステムを模索するとともに、外部評価や教育課程・連携協議会など、第三者の意見も取り入れ、内部質保証システムの向上に努めてきた。その結果、2021(令和3)年度に受審した「経営系専門職大学院の認証評価」でも特に大きな改善課題なども指摘されず、適合評価を受けることができている。

ただし、これまでの学内の自己点検・評価プロセスで認識された課題や、認証評価等で指摘された課題が、文書としても分散し、関係者でもその共有と整理が難しい状況になっており、これらの属人的な暗黙知を普遍性の高い形式知、実践知へと昇華することが課題となっていた。そのため2021(令和3)年度より、自己点検・評価報告書を毎年作成するのではなく、評価基準ごとの課題、活動、今後の改善計画をまとめた「自己点検・評価シート」を導入し、PDCAをわかりやすく記録していくことにした。このことにより、自己点検・評価委員会のメンバーが入れ替わったとしても、点検・評価のプロセスが共有されやすくなっている(詳細は第2章参照)。

以上のような経緯と取組みを経て、設立13年目に第2回の「機関別認証評価」を受けることとなった。

いずれにしても「事業」と「構想」という人間活動の本質に関わる教育研究活動という観点から、内包的にも外延的にも定義することの容易でない「事業構想」という知的活動、そしてそのための『事業構想学』への学術アジェンダの設定は、不断の自己点検による検証と深化・進化が要請される重要な課題である。今回の認証評価を経て、さらなる大学運営の充実を図り、教育の質の向上に役立ててゆく所存である。

本章

第1章 理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1： 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2： 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

学校法人先端教育機構の目的

事業構想大学院大学を設置する学校法人先端教育機構は、寄附行為第3条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、高度の職業専門性と深い学識及び卓越した能力を有する人材を育成することを目的とする。」と定めている（添付資料 1-1）。

事業構想大学院大学の理念・目的

事業構想大学院大学の理念・目的は、本学を設置する学校法人先端教育機構が、本学を含む設置大学共通の理念として「知の実践研究・教育で社会の一翼を担う」を、また目的として「事業と社会を構想する人材の育成」と定めている（添付資料 1-2）。

事業構想研究科における人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

事業構想大学院大学の理念・目的を踏まえた、事業構想研究科における人材育成その他の教育研究上の目的は、「物事を本質から捉え、人間的にゆたかな社会を実現するための事業を構想し、社会全体の価値の向上と充実に貢献する人材の育成と、経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命(mission)をもった人材の養成」である。

2012(平成24)年の開学時には、本学以外に事業構想に特化した専門職大学院も、体系化された学問体系も存在しなかった。

「事業構想大学院大学の基本理念」（設置申請当時）には、以下の記載がある（要旨）。

「一業（事業）を起こし、ないしは一業を任せられる人財の輩出」に絶対に必要とされるものは「天賦の資質」などではなく、事業目的に対するある種の使命感、そこまですぐとも、少なくとも「強固な意志」であろう。（動機や契機は様々ではあろうが）明確な目的のもとに自ら「一業を起こそう」と強く志すか、あるいは（誰かから信任されて）「一業を立ち上げよう」と強く志すこと、それこそがまずは本学学生に求められる、基礎的要件である。一方で、事業の成否にとって「計画」の重要性は言うまでもない。計画とは「目的達成にとって問題となる事項（資金的に可能か、技術的に可能か、人財的＝組織的に可能か、法律および社会規範に照らして可能か…）を予め精査し、必要かつ十分な条件を総合的かつ時系列的に事前に把握しておくことだから、その鉄則は「緻密性」である。しかし（完璧な計画にしたがって完成した陳腐な

建物のように) 計画がいかにか緻密でも、陳腐な「発想からは陳腐な事業しか生まれな
い」から、計画は事業の優劣を決定的に左右するものではない。すなわち、起業家ま
たはプロジェクト・マネージャーといわれる人にとっては、「卓越した発想」と「現実
的構想力」こそ、事業の成果を左右する決定的要件である。しかし「発想」も「構想」
も学問用語ではないため公式定義はない。また事業の成否を学術的に解明することは
できても、学術の力でそれをもたらすことはできないであろう。だからといって、事
業の運営にとって直接ないし間接的に有用な学問的知識を軽視することはできない」
とある(要旨・添付資料 1-3)。

このような前提にたち設立された本学は、開学当初は、社会の様々な場面において展開
する事業群の成否に通底する「事業構想という挑戦的活動への普遍的な社会的要請が存在
する。」という仮説にもとづき、経営分野、ICT 分野、科学技術分野等の実務家、研究者か
らなる専任教員により研究科を組織し、教育研究活動を開始した(添付資料 1-4)。

本学における教育では、既往の学術体系で準備された成果を統合・活用しながら、実務
を前提とした新たな事業を構想し、具体的に検証可能な計画にまで展開する知的作業を支
援する教育活動と、「事業構想」に関する新たな学術体系の確立に向けての研究活動とを併
行して展開することに取り組んできた。特に学術体系の確立に向けては、複雑多様な現実
への理解、不確実な未来の事業についての構想、異分野融合、異業種融合、新学術体系構
築と、困難な作業が必要であった。

専門職大学院には基本教育理念として理論と実務の架橋教育が求められている。不確実
な時代の流れの中で、事業構想を考え、実現のための構想計画の構築を研究するには、課
題を発見・設定し、答えのない問いについて考え続ける姿勢が問われる。事業構想には社
会の自由な創造者であるべき人間の特性が反映される。この人間の知的活動そのものを綜
合的に試す「事業構想」という課題は、既存の理論や方法論を組み合わせただけでは不十
分である。「事業構想」に、公理系の設定が妥当な内包的な定義を与え、内包的定義の示す
領域に合わせて演繹的に最適解を求める着実に伝統的な方法は、それぞれの内包的な定義
の限界がある。新たな事業を構想し実現するためには現場の状況に即した実践的な知的駆
動力が必要で、一方向の理論と実務の架橋教育ではなく、実務的な要請に合わせて既存の
理論を改良し、データや情報の不足を補完し、断片的な理論と理論をつなぎ、想定外の事
象に備えて作業仮説を創り代替案を準備するといった高度にダイナミックな知的作業を含
む架橋教育となる。

事業構想という知的行為の本質は、それぞれの諸学の形成時や新領域創生時に経験した
“無(ゼロ)からの課題設定” そのものにある。対自化して厳しく意識しなければならない
ことは、諸学からの借り物の成果からの帰納—積木細工では達成できない「事業構想」と
いう行為に、演繹と帰納を超える“不断の課題設定への要請”を含意していることにある。
この困難を克服するには、諸学・諸事業の成果についての学びとともに、諸学・諸事業そ
れぞれの形成発展過程の観察と分析が必要である。そうした学術活動があって初めて『事
業構想学』のための外延的な整理・編集・定義の作業が可能となる。そのように考えて、
事業構想原論 I、II をはじめとする講義や事業構想演習の機会を活用して、「総合による分
析(Analysis-by-synthesis)」と「共創(Cocreation, Conviviality, Commitment, Engagement,
Self-identity 他)」というダイナミックな展開を支援する視点で、教育研究を実施してい

る。

2016（平成28）年度に受審した経営系認証評価以降、教授会、FD研修会、各委員会等において、本学の使命、固有の目的、事業構想学のあり方について議論し、教員間でほぼ上記の共通認識を得るに至っている。固有の目的については前回の経営系認証評価において明確でないとの指摘もいただいたことも踏まえ、改定に向けて検討を行った。その結果、2021（令和3）年2月教授会、同3月理事会での議決を経て、学則第1条（添付資料1-5）を以下のように変更することを決定し、文部科学大臣に届け出を行い、同4月1日より施行されることとなった。

事業構想大学院大学 学則

（目的）

第1条 事業構想大学院大学は、高等教育機関としての新たな役割を担い、社会的責務を十分に全うするために、幅広い視野と高い見識を備えた「高度専門職業人」の育成をめざすものである。社会に新たな活路をひらき、豊かな未来を創ろうとする強い意思と知性、卓越した指導力、実行力を具備した未来を担う人材を求める声は高い。このような社会状況に鑑みて企業経営、とくに事業構想の分野で高度な専門性をもつ「人財」の育成を行なうのが本学の目的である。

大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は一大学一研究科の大学であり、大学の理念・目的と研究科の理念・目的とは一致している。

<根拠資料>

- ・添付資料1-1：学校法人先端教育機構 寄附行為
- ・添付資料1-2：学校法人先端教育機構 パンフレット
- ・添付資料1-3：「事業構想大学院大学の基本理念」（設置申請当時）
- ・添付資料1-4：事業構想大学院大学「設置の趣旨等を記載した書類」
- ・添付資料1-5：事業構想大学院大学 学則

1.1.2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

事業構想大学院大学は、高等教育機関としての新たな役割を担い、社会的責務を十分に全うするために、幅広い視野と高い見識を備えた「高度専門職業人」の育成を目指すものである。社会に新たな活路をひらき、豊かな未来を創ろうとする強い意志と知性、卓越し

た指導力、実行力を具備した未来を担う人材を求める声は高い。このような社会状況にかんがみて、企業経営、特に事業構想分野で高度な専門性をもつ「人財」の育成を行うことが本学の目的であり、学校法人パンフレット（添付資料 1-2）、事業構想大学院大学パンフレット（添付資料 1-8）や大学ホームページ（参照資料 1-5）でもその理念・目的を公表しているほか、年 2 回広報誌を発行し、広く周知を行っている（参照資料 1-6）。

<根拠資料>

- ・参照資料 1-6：事業構想大学院大学 ホームページ「理念・目的・三つのポリシー」
(<https://www.mpd.ac.jp/about/policy/>)
- ・参照資料 1-7：事業構想大学院大学ホームページ「広報誌ダウンロード」
(https://www.sentankyo.ac.jp/pr_magazine.html)
- ・添付資料 1-8：事業構想大学院大学 パンフレット

1.1.3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1： 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学の設置法人である学校法人先端教育機構では、2020(令和 2)年 3 月に、「学校法人先端教育機構 第 1 期中期計画」(2020(令和 2)年 4 月～2025(令和 7)年 3 月までの今後 5 年間)(添付資料 1-9)を策定し、2021(令和 2)年 3 月には、本学の中期(2021(令和 3)～2023(令和 5)年度までの今後 3 年間)計画(添付資料 1-10)も策定した。

本学の目的は、1.1.1 にも記述しているとおおり「物事を本質から捉え、人間的にゆたかな社会を実現するための事業を構想し、社会全体の価値の向上と充実に貢献する人材の育成と、経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命(mission)をもった人材の養成」である。この実現に向けて本学の将来を見据えた取り組みとして事業構想の体系化があげられる。その第一歩として、2018(平成 30)年より年に 1 回「事業構想研究」を発行し、学術・実務の教員が各々のバックグラウンドから事業構想に対する考えを 6 年間積み重ねてきた(参照資料 1-11)。また 2022(令和 3)年 7 月 9 日より、原則として月に 1 回(土曜日 9:30 から 1 時間程度)専任教員が事業構想に関する研究の提案、事業や学生対応からの気づき、自分自身の専門から事業構想の研究にいかせる視点などの報告および共有の場とする研究会を行っている。今後は本研究会を発展させて、5 年後を目安に事業構想学会の設立を目指している。

一方で、独立行政法人 中小企業基盤整備機構の 2016(平成 28)年の報告によると、中小企業は、日本の全企業数のうち、99.7%を占め、私たちの生活に密着したサービス提供を行なっている。その中でも、地域で育まれた伝統や、特性を有する多様な地域資源を活用する担い手になっている企業も多い。また約 3,200 万人の雇用を中小企業全体で担っており、日本の従業員数の約 7 割が中小企業で雇用されていることになる。今後の日本産業を考えた場合、全国の企業が持続的に発展していくことが重要である。その為には、地域の

経営資源、課題、人的ネットワークなど、地域のことを良くわかっている人が社会で役にたつ事業を考える必要がある。一方で、考え方が独りよがりにならないように、業種業界はもちろん、地域の枠を超えて、世界中の価値観を共有する場が必要になる。その為に、本学の創設者である東 英弥 理事長は、47 都道府県に事業構想大学院大学のサテライト校を設置する構想を掲げ、東京校のみならず、大阪校、福岡校、名古屋校、仙台校と全国展開してきている。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-9：学校法人先端教育機構 第 1 期中期計画（概要）
- ・添付資料 1-10：事業構想大学院大学 中期（令和 3～5 年）計画
- ・参照資料 1-11：事業構想研究 第 1 号～第 6 号
（事業構想大学院大学 リポジトリ：<https://sentankyo.repo.nii.ac.jp/>）

1.2. 長所・特色

- ・ 事業構想学の体系化に向け、2018（平成 30）年 3 月 31 日より事業構想研究を発行してきており（参照資料 1-11）、現在までに第 6 号を発行するに至っている。さらに検証を進め改善すべきところは改善しながら、今後はさらに多くの有識者にも執筆してもらおうよう動いていく。
- ・ 上記のような本研究科が設定する人材育成を行うべく、2022（令和 3）年 7 月 9 日より、原則として月に 1 回（土曜日 9:30 から 1 時間程度）専任教員が事業構想に関する研究の提案、事業や学生対応からの気づき、自分自身の専門から事業構想の研究にかせる視点などの報告および共有の場とする研究会をおこなっている。今後は、本研究会を通じて必要な研究内容を整理し、事業構想学会の設置に向けて改善していく。

1.3. 問題点

事業構想学の体系化に向けては、まだ十分とはいえない。今後さらに事業構想研究や事業構想学会の設立など、外部有識者との学術的な交流の機会を早急につくっていく必要がある。

1.4. 全体のまとめ

「現状説明」で記述したように、全体として、確実に事業構想の体系化に向けた取り組みを検討しており、概ね適切な教育が実施されているといえる。長所としても不確実な社会に適合していく必要がある学問だけに、解があることを前提としていない本学の教育研究は非常に強みになっている。一方で事業構想学の体系化については十分とはいえず、引き続き事業構想学の体系化に向けて取り組んでいく。

第2章 内部質保証

2.1 現状説明

2.1.1 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1: 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)

2.1.2 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1: 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2: 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学では学則(第3条)で、内部質保証のために行う点検・評価について次のように規定している(添付資料1-5)。

学則

第3条 本大学院はその教育研究水準の向上を図り、大学院及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。

また、「内部質保証の方針、手続を定めた文書」としては、2023年3月11日開催「2022年度第12回教授会」において、「事業構想大学院大学運営方針」が学長から示され、そのなかで、「内部質保証に関する方針」について下記のとおり、方針が示された(添付資料2-13)。

内部質保証に関する方針

1. 内部質保証は、受審する認証評価機関の定める基準を基に実施する。
2. 内部質保証の推進に責任を負う組織は、自己点検・評価委員会とする。
3. 内部質保証で得られた点検・評価の結果を、学内の教職員に対し確実に共有を図るとともに、大学ホームページ等を通じて広く社会に公表する。

「事業構想大学院大学運営方針」(2023年3月11日)より抜粋

2015(平成27)年度以来、学長が指名する教職員、研究科長及び事務局長で構成する「自己点検・評価委員会」を設置することを「自己点検・評価委員会規程」(添付資料2-1)に

定め、継続的な自己点検・評価活動に取り組んできた。

全学的な運営組織図と内部質保証システムは図 2-1・2-2 のとおりである。点検・評価のための体制は、産業界等との連携による教育課程の編成と効果的な実施のための「教育課程連携協議会」と、「自己点検・評価委員会」がある。

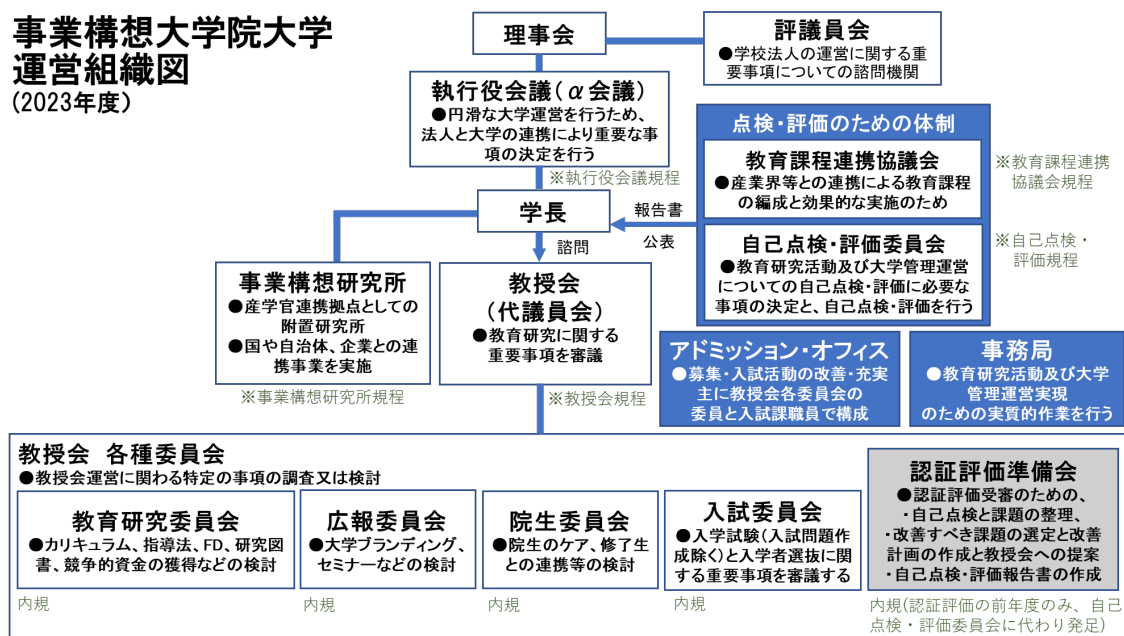


図 2-1 事業構想大学院大学の運営組織図

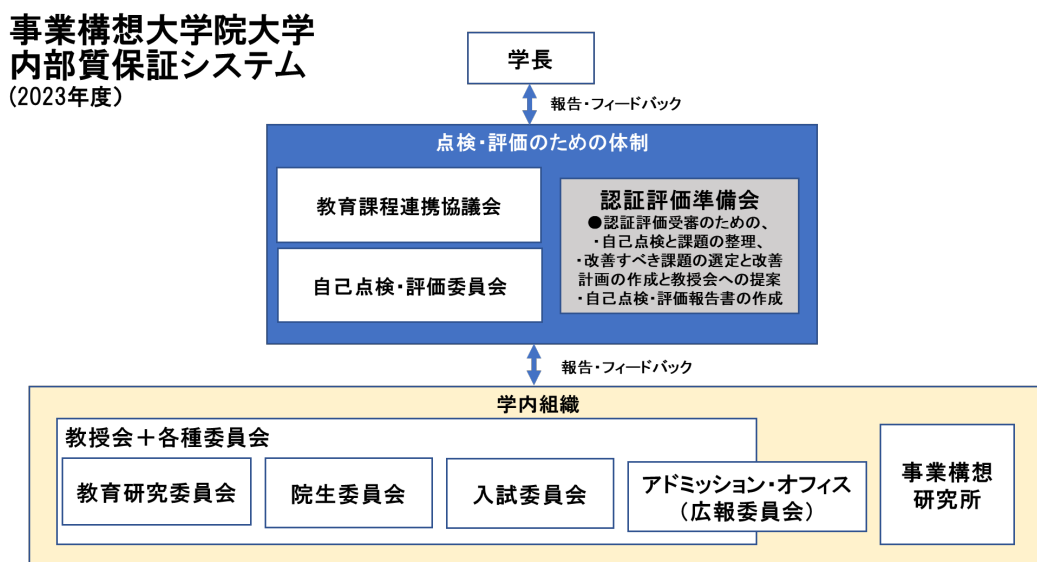


図 2-2 事業構想大学院大学の内部質保証システム

自己点検・評価委員会は、各種学内組織・委員会活動を束ねるかたちで、以下のメンバーにより構成される。委員会の委員長は、委員の中から学長が指名する。

- (1) 学長が指名する教職員
- (2) 研究科長

(3) 事務局長

委員会は、各委員会活動との連携のもと、毎年自己点検を実施し、その結果に基づき、「自己点検・評価報告書」を所定の期日までに作成し、教授会で共有を行う。また学長は、教授会での報告を経て理事会に報告し、当該年度の「自己点検・評価報告書」を学内外に公表するものとする。

なお、本学では2020（令和2）年度に大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価を受審し適合認定を受けているが、その過程で明らかになった課題を委員会活動等に紐づけ、確実に改善に結び付けていく必要がある。

そのため、表2-1のように各評価基準と委員会活動の対応を整理し、課題に対する活動の積み上げと改善度合いがわかるよう、「報告書」ではなく「自己点検・評価シート」とし、それらを取りまとめたかたちで、認証評価受審のための自己点検・評価報告書がとりまとめやすいようにした。

表 2-1 自己点検・評価基準と事業構想大学院大学の組織・委員会活動について
(メンバー構成)

基準1 理念・目的	教授会、教育研究委員会
基準2 内部質保証	教育課程連携協議会、自己点検・評価委員会
基準3 教育研究組織	—
基準4 教育課程・学習成果	教育研究委員会、院生委員会、教育課程連携協議会
基準5 学生の受け入れ	アドミッション・オフィス（2022（令和4年度～）、広報委員会、入試委員会
基準6 教員・教員組織	教育研究委員会
基準7 学生支援	院生委員会
基準8 教育研究等環境	教育研究委員会、院生委員会、「事業構想研究」編集委員会

また、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上に向けては、2018（平成30）年度から「外部評価委員会」、2020（令和2）年度からは「教育課程連携協議会」（添付資料2-2）に自己点検・評価の結果を報告し、同委員会において当該専攻の教育・研究の質的向上に向けた議論を行っている（添付資料2-3）。

<根拠資料>

- ・添付資料1-5：事業構想大学院大学 学則
- ・添付資料2-1：事業構想大学院大学 「自己点検・評価委員会」規程
- ・添付資料2-2：事業構想大学院大学 「教育課程連携協議会」規程
- ・添付資料2-3：事業構想大学院大学「教育課程連携協議会」議事録
(2022年度・2023年度)
- ・添付資料2-13：事業構想大学院大学運営方針
(2023年3月11日開催「2022年度第12回教授会」資料2)

2.1.3 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1： 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2： 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点3： 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点4： 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点5： 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点6： 点検・評価における客観性、妥当性の確保

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定については、「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」で定めている。現在のポリシーは、2021（令和3）年4月1日付で改定が行われたものである。この改定の背景には、これまでの自己点検・評価や受審した認証評価での指摘がある。特に、ディプロマ・ポリシーは、これまでの本学における事業構想への研究・教育の試行錯誤と実践を踏まえ、学生目線で、事業構想に取り組むうえで、何を困難と感じているのか、苦勞しているのかについての理解、分析結果も踏まえた内容とした（添付資料2-4、p11、参照資料1-6）。

また、これまで、学内の自己点検・評価プロセスで認識された課題や、認証評価等で指摘された課題が、文書としても分散し、関係者でもその共有と整理が難しい状況になっていた。課題を確実に改善方針の策定と実行につなげていくために、2021（令和3）年度より、自己点検・評価報告書を毎年作成するのではなく、評価基準ごとの課題、活動、今後の改善計画をまとめた「自己点検・評価シート」を導入し（添付資料2-5）、PDCAをわかりやすく記録していくことにしたのは前述の通りである。

このことにより、自己点検・評価委員会のメンバーが入れ替わったとしても、点検・評価のプロセスが共有されやすくなった。

2016（平成28）年度に本学が受審した経営系専門職大学院認証評価では、本学での自己点検・評価を課題解決に結びつけるプロセスが不十分であると、勧告を受けた。それ以後、本学では、改善計画を策定し、大学基準協会に報告した後、当該専攻において改善に取り組み、勧告事項については2019（平成31・令和元）年度に改善報告書を提出し、改善を完了している。また、その後も、より効果的な自己点検・評価のシステムを模索するとともに、外部評価や教育課程・連携協議会など、第三者の意見も取り入れ、内部質保証システムの向上に努めていることは、これまで記述してきたとおりである。

<根拠資料>

- ・添付資料2-4：2020年度「自己点検・評価報告書」（p11）

- ・参照資料 1-6：事業構想大学院大学 ホームページ「理念・目的・三つのポリシー」
(<https://www.mpd.ac.jp/about/policy/>)
- ・添付資料 2-5：2021 年度・2022 年度「自己点検・評価シート」

2.1.4 **教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、 社会に対する説明責任を果たしているか。**

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

自己点検・評価、認証評価、外部評価（教育課程連携協議会による評価）の結果については、本学ホームページ(参照資料 2-11)で学内外に広く公表している。

本学の情報公開については、情報公開に関する規程を定め(添付資料 2-6)、各分野について可能な限り広く公開していくことを基本方針としており、以下のような項目について、募集要項(添付資料 2-7)や院生便覧(添付資料 2-8)、ホームページ（参照：「情報公開」のページ）を通じて公開している他、大学院の事務室にも備え置き希望者の閲覧にも対応している(以下の項目は、文部科学省による情報の公表に係る調査項目にも対応している)。

1. 建学の精神
2. 教育研究所の基礎的な情報
 - ・研究科の名称及び教育研究上の目的
 - ・専任教員数
 - ・校地
 - ・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境
(キャンパス概要、学習環境、主な交通手段等)
 - ・授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用
 - ・校舎等の耐震化率
 - ・寄附行為、役員名簿
3. 修学上の情報等
 - ・教員組織、各教員が有する学位及び業績
 - ・入学者に関する受け入れ方針(アドミッションポリシー)、入学者数、収容定員、在学者数、修了者数
 - ・授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画(シラバス、カリキュラム、学年暦、時間割)
 - ・学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっての基準(必修・選択・自由科目別の必要単位修得数及び取得可能学位、修了審査委員会規程)
 - ・学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
 - ・教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報(履修モデルの設定、

主要科目の特長、科目ごとの目標等)

4. 年度毎の財務情報

- ・収支計画書、貸借対照表、財産目録、監査報告書

また学校教育法施行規則第 172 条の 2 において掲げられた教育研究活動等の状況についての情報も規定通りに公開しているほか、随時公表する情報の更新も行っている。ただし、積極的な情報の公開が求められる一方で、情報セキュリティや個人情報の保護と適切な管理が求められるため、それぞれ、「情報セキュリティ関連規程」(添付資料 2-9) や「個人情報の保護に関する規程」(添付資料 2-10) を定め、情報の適切な公開と管理・保護に努めている。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-6 : 学校法人先端教育機構「情報公開規程」
- ・添付資料 2-7 : 2024 年度 事業構想大学院大学「募集要項」
- ・添付資料 2-8 : 2023 年度 事業構想大学院大学「院生便覧」
- ・添付資料 2-9 : 学校法人先端教育機構「情報セキュリティ関連規程」
- ・添付資料 2-10 : 学校法人先端教育機構「個人情報の保護に関する規程」
- ・参照資料 2-11 : 事業構想大学院大学ホームページ「情報公開」

<https://www.mpd.ac.jp/about/information/>

2.1.5 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1: 全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2: 点検・評価における適切な根拠(資料、情報)の使用

評価の視点3: 点検・評価結果に基づく改善・向上

2016(平成 28)年度に受審した大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価での、自己点検・評価にかかわる勧告を受け、2021(令和 3)年度の経営系認証評価受審を抜本的な改革に結び付けるべく、新たに学長命により委員が指名され、2020(令和 2)年 5 月に「認証評価準備会」を設置された。評価担当副学長(当時:岩田修一教授)を委員長に、自己点検・評価の評価項目に照らし合わせ、11 月末までに通算 12 回の委員会での議論を重ねながら、課題の抽出から改善体制の検討、教授会等を通じた学内での共有、さらに改善に向けたアクションプランの提案などを、定量的・定性的根拠も確認しながら、行った。

2021(令和 3)年度以降は、そういった自己点検・評価と改善・向上にかかわる活動を、各種委員会が引き続き行い、2021(令和 3)年度の経営系認証評価では、特に大きな改善課題なども指摘されず、適合評価を受けることができています。

2021(令和 3)年度以降、各委員会(添付資料 2-12)を通じて行った主な改善点やそのための議論は、以下のとおりである。

【教育研究委員会】

(2021 (令和 3) 年度)

- ・ 事業構想計画書最終審査会の審査基準と審査シートの刷新 (定量化)

(2022 (令和 4) 年度)

- ・ 事業構想計画書の質向上のための、執筆要領、構想計画書作成フォーマットの作成
- ・ 事業構想計画書中間審査会の審査基準と審査シートの、最終審査会の基準・シートをもとにした刷新
- ・ 事業構想計画書最終審査会の審査基準と審査シートの、2021 年度の課題を受けた改訂
- ・ 次年度以降のカリキュラムに関する議論
- ・ 教員組織の適正性についての議論
- ・ 教育研究等環境の適正性についての議論

(2023 (令和 5) 年度)

- ・ 事業構想計画書の質向上のための執筆要領、構想計画書作成フォーマットの改善
- ・ 事業構想計画書中間審査会の審査基準と審査シートの改善
- ・ 事業構想計画書中間審査会の改善を踏まえた、最終審査会の審査基準と審査シートの改善
- ・ 2 年次ゼミ担当教員へのアンケートや、教員間での意見交換会の実施
- ・ 次年度以降のカリキュラムに関する議論 (特に 1 年次ゼミのあり方について)。

【院生委員会】

(2021 (令和 3) 年度)

- ・ 院生・修了生アンケートと 1 年次面談ヒアリング内容の構造化、回答率向上に向けた改善
- ・ ティーチング・アシスタント規程の整備
- ・ 危機管理マニュアルと緊急時の連絡体制の整備

(2022 (令和 4) 年度)

- ・ 院生・修了生アンケートと 1 年次面談でのヒアリング内容の改善、回答率向上に向けた検討 (アンケートと面談の役割の整理)
- ・ 学内緊急連絡網の整備 (本学が整備を行ったことで、法人の危機管理規程、危機管理委員会が法人としての整備につながった)
- ・ アルムナイ組織、青楠会との定期ミーティングの実施
- ・ 青楠会加入率向上に向けた、各校舎での周知や同窓会組織設立支援

(2023 (令和 5) 年度)

- ・ 1 年次面談ヒアリング内容の、2022 年度の課題を踏まえた改善
- ・ 修了生アンケート項目の策定、院生アンケート内容の改善と、回答率向上のための回答システムの刷新

【広報委員会】

- ・ 広報調査、広報のための教員による修了生インタビューの実施
- ・ 広報基礎調査の継続実施

- ・地域ごとの広報発信の検討
 - ・アドミッション・オフィスへの提言
広報基礎調査の内容等を踏まえた、各地域での効果的な広報発信の検討
広報委員会での議論について、入試・募集に資する内容を提言
 - ・院生委員会への提言
広報戦略に現役学生・修了生の知見を活用するための連携を提言
- ※2023（令和5）年度からは広報委員会と統合的に運営

【アドミッション・オフィス】

（2022（令和4）年度）

- ・教員・募集担当職員との連携体制の構築
- ・募集要項の刷新（これまでの募集・入試関連課題の洗い出しと改善）
- ・入試担当教員向けの「入学試験の手引き」の刷新
- ・筆記試験と面接試験での定量評価の導入と評価フォームの刷新
- ・募集活動へのマーケティング専門教員との連家体制の構築

（2023（令和5）年度）

- ・募集要項、入試担当教員向けの「入学試験の手引き」の改善
- ・筆記試験と面接試験での定量評価の、2022（令和4）年度の課題を踏まえた改善
- ・推薦入試枠の導入として、人材開発連携企業制度（企業推薦枠制度）を創設

なお、COVID-19 への対応・対策措置であるが、Microsoft Teams を導入し、すべての授業や学内会議を、リアル(対面)とオンラインの双方対応のハイフレックス(Hybrid-Flexible)型に完全に移行したことで、柔軟な対応が可能となっている。Teams のチーム機能やチャット機能を使い、学内外のコミュニケーションや打ち合わせが非常にスムーズに行えるようになり、内部質保証推進のうえでも非常に効果的である。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-12：2023 年度 委員会体制
（2023 年 4 月 22 日開催「2023 年度第 1 回教授会」資料）

2.2 長所・特色

2016（平成28）年度に受審した大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価での、自己点検・評価にかかわる勧告を受けて以降、内部質保証システムを改善・向上させるべく、不断の努力を続けてきた。また、これまでの改善・向上のプロセスを学内活動として浸透していくべく、点検・評価結果を本学の教育研究活動、その他諸活動へ反映させるための体制として、委員会活動も紐づけられ、毎年度確実に改善に向けた議論を重ねてきた。

2.3 問題点

学内では内部質保証のための体制整備や具体的な課題に向けた改善や、質の向上に取り組んできたが、法人の内部質保証や姉妹校である社会構想大学院大学との連携体制につい

ては、十分確立できているとは言い難い。

2.4 全体のまとめ

「現状説明」として、これまでの内部質保証の課題を克服し、自己点検・評価とその結果を教育研究活動、その他諸活動へ反映し、着実に活動の改善・質向上につなげている。

今後の課題としては、法人としての内部質保証に本学の取組みをどう位置付けていくか。また、姉妹校との連携により、より適切かつ有効な内部質保証システムに向上させていくことである。

第3章 教育研究組織

3.1 現状説明

3.1.1 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

評価の視点4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

理念・目的に基づき、専門職大学院のみを設置する大学として事業構想研究科を設けている。この他に、産学官連携事業に積極的に取り組むことで本学の教育研究の質を高め、持続可能な学校法人を実現する為に、附置研究所として事業構想研究所、収益事業として事業構想大学院大学出版部を有している。事業構想研究所では、企業の幹部候補、新規事業をけん引する人材の育成プログラムや、地域に事業を創出する共創研究と人材育成のプログラム提供で、多数の実績を重ねている（添付資料 1-2）。また、事業構想大学院大学出版部では、「月刊事業構想」（添付資料 3-1）の発行を中心に、事業構想への社会的要請や、事業構想を取り巻く、国内外の最新動向への理解を深め、実践するためのさまざまな情報の収集・発信をしており、本学の教育研究及び社会貢献の充実に寄与するものである。また、関連する収益事業を機動的に推進するために、学校法人の関連子会社である「株式会社 先端教育事業」を設立している。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-2：学校法人先端教育機構パンフレット（法人パンフ）
- ・添付資料 3-1：「月刊事業構想」メディアガイド（媒体資料）

3.1.2 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性の検証は、教授会（代議委員会）からの意見を受け、学長、研究科長、人事担当責任者、事務局長など本学の責任者を中心に構成した「専任教員α会議」を2023（令和5）年8月から立ち上げ、本会議が責任主体となって取り組み（添付資料 3-2）、その結果を受けてさらに教授会において審議を行っている。なお、α会議は「教育研究委員会」（添付資料 3-3）としての位置づけでもある。これまでも、教育委員会で教務の

重要事項を審議してきたが、校舎数と学生の人数も増え、全校舎の様々な課題に対する、迅速な意思決定や対応が求められることから、2023年8月から学長・専務理事も教育委員会に入り、2週間に1回「専任教員α会議」として実施することになり、現在に至る。

また、2024（令和6）年1月からは、各校舎での中心的な役割を果たしている教員が定期的に集まり、全校舎で教学、運営面で情報共有を図る場（添付資料3-4）として、2週間に1度、各校舎の責任教員が集まり、各校舎の状況を共有する「校舎責任者会議」も始まり、さらに全校舎の状況の把握と対応の迅速さにつながる事が期待される。

<根拠資料>

- ・添付資料3-2：事業構想大学院大学 専任教員α会議 議事録（2023年度）
- ・添付資料3-3：事業構想大学院大学 教育研究委員会規程
- ・添付資料3-4：事業構想大学院大学 校舎責任者会議（第1回）議事録

3.2 長所・特色

教育研究組織の適切性の検証と改善体制は各部門責任者がα会議（教育研究委員会）で情報交換ができることになったほか、2024（令和6）年1月からは各校舎の状況を共有する「校舎責任者会議」も始まり、対応や意思決定の迅速化に向けて、改善を重ねている。

3.3 問題点

1、2年次の各演習科目について、担当教員の意識に若干の違いがある。今後は、他の科目でも行なっている同一科目担当教員の情報交換ミーティングの機会を設ける。2023（令和5）年度は9月30日から、校舎毎に臨時で教員のミーティングを行ない、取りまとめを行い12月23日に全体のミーティングを行なった。

事業構想研究所と事業構想大学院大学出版部の連携は、まだまだ教員個別での係わりとなっており、今後は連携を深め、相互に知見や経験をフィードバックし合う仕組みの構築が必要である。

3.4 全体のまとめ

事業構想研究科は開学当初は東京校のみであったが、2018（平成30）年度に大阪校と福岡校、2019（平成31・令和元）年度に名古屋校、2022（令和4）年度に仙台校も加わり、全国5校舎となった。物理的な距離はありつつも、COVID-19への対応もあったことからMicrosoft Teams およびZoomでのハイフレックス（Hybrid-Flexible）型授業を導入し、一つの研究科としてスムーズかつ効果的に運営ができるよう改善を重ねている。仙台校が新たに立ち上がったことで、新任の教員も多くなっていることから、各校舎の教員の意識、授業の質の担保など、より一層の組織マネジメントの強化を行なっていくことが重要となる。

ただし、事業構想研究所と事業構想大学院大学出版部の連携は、まだまだ教員個別での係わりとなっており、今後は連携を深め、相互に知見や経験をフィードバックし合う仕組みの構築が必要である。

第4章 教育課程・学習成果

4.1 現状説明

4.1.1 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1： 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

学位授与方針は、本学学則第 27 条及び 28 条（添付資料 1-5）、本学学位規程第 3 条（添付資料 4-1）が相当する。

すなわち、休学、停学期間を除いて 2 年以上在学し、所定の科目について 34 単位以上を修得し、必要な演習（指導）を受け、かつ、修了認定の審査に合格したもの（本学学位規程第 3 条及び本学学則第 26 条）に対し、専門職学位となる「事業構想修士（専門職）」（本学学則第 28 条）を授与している。学生に対しては、入学説明会及び、入学時に配布している「院生便覧」（添付資料 2-8, p24）に記載し、入学時のオリエンテーションの際にこの基準と要件を周知している。

また、2016（平成 28）年度の学校教育法施行規則の改正を受け、2016（平成 28）年度からは学位授与方針はディプロマ・ポリシーとして明文化し、本学のホームページで公表し（参照資料 1-6）、学生には「院生便覧」（添付資料 2-8, p3）の最初に示し周知している。

（ディプロマ・ポリシー）

事業構想大学院大学は、高等教育機関としての新たな役割を担い、社会的責務を十分に全うするために、幅広い視野と高い見識を備えた「高度専門職業人」の育成をめざします。社会に新たな活路をひらき、ゆたかな未来を創ろうとする強い意思と知性、卓越した指導力、実行力を具備した人材を求める声が高いことを受け、企業経営、とくに事業構想の分野で高度な専門性をもつ「人財」の育成を行なうことが、本学の目的です。

具体的には、所定の単位数を修得し、事業構想演習を受け、下記の能力を身につけ、修了審査に合格した院生に対して修了を認定します。

- （1）開かれた視座のもと、自らの使命に基づき、自らが解決すべき社会課題を発見し、理想の姿を発想・着想・想像できる能力（発・着・想の能力）
- （2）自分の意図、思いをフィールド・リサーチを経てかたちにし、それを構想計画にまとめ上げる能力（構想構築の能力）
- （3）事業構想計画にまとめ上げた自らの構想を他者とコミュニケーションする能力を養い、他者からの共感を得て多様な主体と共創し、構想を実装する能力（人々を動かすコミュニケーション能力）

（カリキュラム・ポリシー）

事業構想大学院大学では、院生に事業構想の基礎と応用を体得させ、事業構想をより実現性を持った計画書へと展開するのに必要な能力を身に着けさせるために、

事業構想サイクル（発・着・想、構想案、フィールド・リサーチ、構想計画、コミュニケーションを通じて事業構想を立案し、実行するサイクル）に基づく、体系的な教育が行われています。

カリキュラムは、基礎科目、発展科目、演習から構成されています。基礎科目は原論、発・着・想科目、構想案、リサーチ、構想計画・コミュニケーション、事業構想事例研究、事業構想発展演習から構成されており、院生は基礎科目を学ぶ中で事業構想サイクルを体系的に理解していきます。発展科目では院生が関心を持つ事業構想に関連するトピックや経営関連トピックを、院生が自らの関心に基づいて学ぶことができます。演習は1年次、2年次に行われる少人数のワークショップであり、教員と院生、また院生間の濃密な対話を通じて、事業構想計画に関する個別できめ細かな指導が行われます。

以上のような体系的なプログラムを通じた学習の達成度を確認するため、事業構想大学院大学院では院生による授業評価と院生からの意見ヒアリングを行っており、その結果は、各科目の内容及びカリキュラム全体の改善に活用されています。

なお、これらポリシーは、2021(令和3)年4月1日付で学則「固有の目的」を変更したこと、また、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーが、本学が示す事業構想サイクルに基づき、どうカリキュラムと対応し、修了までにどういう能力を身につけさせたいのか、という方針が明確に表現されていなかった、という課題を踏まえ、学則と併せ、同じく2021(令和3)年4月1日付で改定を行ったものである。特に、ディプロマ・ポリシーは、これまでの本学における事業構想への研究・教育の試行錯誤と実践を踏まえ、院生目線で、事業構想に取り組むうえで、何を困難と感じているのか、苦勞しているのかについての理解、分析結果も踏まえた内容になっている。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-5：事業構想大学院大学 学則
- ・添付資料 2-8：2023 年度 事業構想大学院大学「院生便覧」
- ・添付資料 4-1：事業構想大学院大学 学位規程
- ・参照資料 1-6：事業構想大学院大学 ホームページ「理念・目的・三つのポリシー」
(<https://www.mpd.ac.jp/about/policy/>)

4.1.2 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1： 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定(授与する学位ごと)及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2： 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学の教育課程は、図 2-1 に示すように、事業構想の総合的理解を目指す「事業構想原

論」を土台とし、事業構想の「発・着・想」、「構想案」「フィールド・リサーチ」「構想計画」「コミュニケーション」の各段階における多様な方法論を学ぶための「基礎科目」、構想実行に必要な経営知識修得を目指す「発展科目」、そしてそれらを自身の事業構想に活かし研究し、構想計画書をまとめる「演習科目」で編成されている。

なお、現在のカリキュラムは 2020（令和 2）年度に再整理を行い、2021（令和 3）年度予定適用されたものである。それ以前の認証評価で、本学が示す事業構想サイクルに基づき、どうカリキュラムと対応し、修了までにどのような能力を身につけさせたいのか、という方針が明確に表現されていなかった、という課題が指摘されてきていた。そのため、学長、プロボスト、研究科長、事務局長から構成されるタスクフォースチームが 2020（令和 2）年 4 月に結成され、本学が示す「事業構想サイクル」（図 4-2）に基づき、これまでのカリキュラムを再度見直し、体系化したものを、2020（令和 2）年度からの新カリキュラムとした。

2016（平成 28）年度の学校教育法施行規則の改正を受け、2016（平成 28）年度からは、教育課程の編成方針はカリキュラム・ポリシーとして明文化し本学のホームページで公表し（参照資料 1-6）、学生には「院生便覧」（添付資料 2-8, p3）の最初に示し周知している。

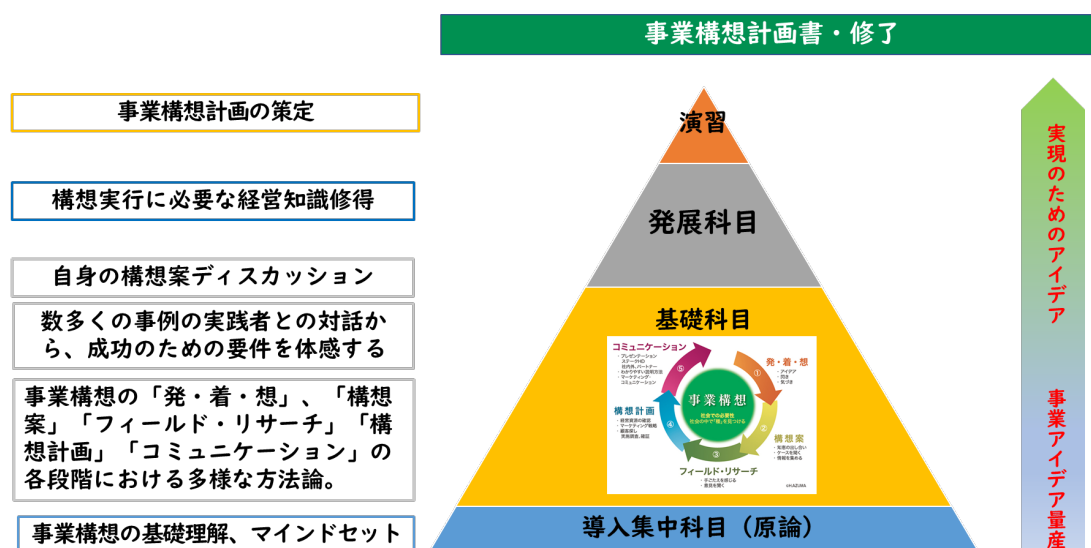


図 4-1 事業構想大学院大学の教育体系

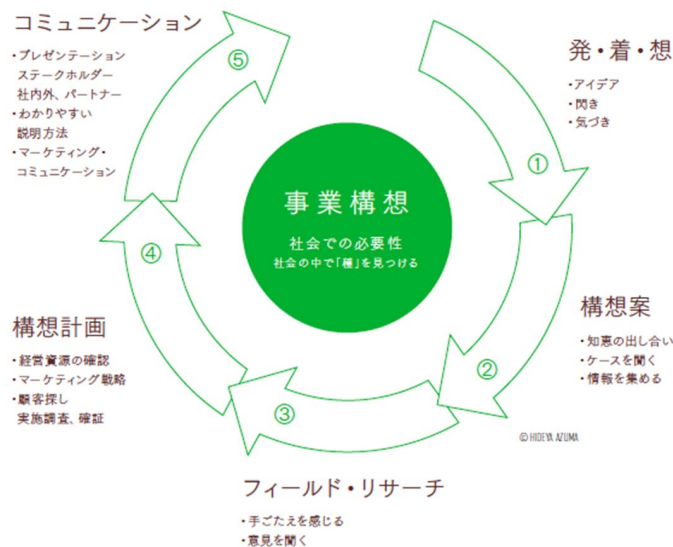


図 4-2 事業構想サイクル

< 根拠資料 >

- ・ 添付資料 1-5：事業構想大学院大学 学則
- ・ 添付資料 2-8：2023 年度 事業構想大学院大学「院生便覧」
- ・ 参照資料 1-6：事業構想大学院大学 ホームページ「理念・目的・三つのポリシー」
[\(https://www.mpd.ac.jp/about/policy/\)](https://www.mpd.ac.jp/about/policy/)

4.1.3 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・授業期間の適切な設定
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮(【学士】【学専】)
- ・教養教育と専門教育の適切な配置(【学士】)
- ・実践的・応用的な能力、職業倫理の涵養への配慮、専門の職業を取り巻く状況への配慮、教養教育・基礎的な教育・職業に係る教育科目等の適切な配置(基礎科目(一般・基礎科目)、職業専門科目、展開科目、総合科目)等(【学専】)
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等(【修

士】【博士】)

・理論教育と実務教育の適切な配置等(【院専】)

・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

前述したとおり、授業科目は、基礎科目、発展科目、演習で編成されている(添付資料 4-2)。基礎科目では、事業構想の流れである「事業構想サイクル」に基づき、それぞれの段階で求められる知識や技能を実践的に修得することを目的としている。発展科目では、事業領域ごとに事業構想をどのように構築していくのかを研究していくことと、事業構想を効率的に・効果的に実現可能なものにしていく経営学を学ぶことを目的としている。また、演習については、事業構想を具体的に構築して「事業構想計画書」に落とし込む実践的な場として、担当する教員も学術教員と実務家教員の学生への関与のバランスも考慮し、授業設計を行っている。

各科目群の特徴は以下のとおり。

<基礎科目>

基礎科目では、経営学(MBA)に関する内容と事業構想の土台となる「考え方」を重視している(表 4-1)。特に事業構想原論では、事業構想を立てるうえで原点となる「知・情・意」の成立過程について、諸学、諸事業の成立過程を学ぶことで理解を深めることに目的があり、教育・研究経験の長い専任教員中心に担当している。本学での人材養成の基盤となる、周辺領域の知識や広い視野、高い職業倫理感を涵養するためのリベラルアーツに相当する。また、ビジネスで求められる知識・技能を幅広く扱い、それらを事業構想へ応用するための科目群でもある。各界の一線で活躍する起業家、経営者、専門家、研究者、クリエイター等、多彩なゲストを講師として招聘する『事業構想事例研究(事業構想スピーチ)』では、ゲストの実務経験や研究に基づき、事業構想の事例分析を行い、自身の事業構想の探究につなげることを目的としている。

表 4-1 2023(令和5)年度 基礎科目一覧

原論	事業構想原論Ⅰ ※導入集中
	事業構想原論Ⅱ ※夏期集中
発・着・想	社会動向と事業構想
	テクノロジーと事業構想
	経済動向と事業構想
	経営資源と事業構想
	イノベーションの発想
	ヘルスケアと事業構想
	地域活性と事業構想
	クリエイティブ発想法Ⅰ(入門)

	クリエイティブ発想法Ⅱ（応用）
構想案	事業構想のための戦略
	ビジネスモデル研究
	知を生かす事業構想
	世界を見据えた事業構想
	事業構想のためのファイナンス
リサーチ	データサイエンス
	フィールド・リサーチ（顧客開発）
構想計画・ コミュニケーション	事業構想のためのマーケティング
	コミュニケーション戦略
	ブランド戦略
	収支計画立案とビジネス会計
	プレゼンテーション
事業構想 事例研究	事業構想事例研究（事業構想スピーチ）Ⅰ ※1年次 前期
	事業構想事例研究（事業構想スピーチ）Ⅱ ※1年次 後期
	事業構想事例研究（事業構想スピーチ）Ⅲ ※2年次 前期
	事業構想事例研究（事業構想スピーチ）Ⅳ ※2年次 後期
事業構想 発表演習	事業構想プレゼンテーション演習（1年次）
	事業構想プレゼンテーション演習（2年次）

<発展科目>

発展科目では、事業構想の実装に求められる高度な専門性とクリエイティブ性を重視している（表 4-2）。これらの科目群では、学生の関心やテーマに応じて内容を掘り下げ、事業構想の深化・精緻化を図ることを目的にしている。また、現代のビジネス情勢やグローバルな視座、多様化する学生のニーズへの迅速な対応として、限定開講科目も設定している。

また、本学の学生の地域活性化への高いニーズにもとづき、姉妹校である社会構想大学院との単位互換科目も設定している。

表 4-2 2023（令和 5）年度 発展科目一覧

発展科目	企業内起業・新事業創出
	第二創業・第三創業
	アントレプレナーシップ（起業家精神）
	地域イノベーションの事業構想
	企業内起業・新事業創出
	コミュニケーション・テクノロジー
	ビジネス会計
	事業の実装

	シティ・プロモーション ※社会構想大学院 単位互換科目
限定開講科目	成長とイノベーション
	公共政策論
	組織における理念構築
	目標達成のためのチームビルディング
	事業構想のためのリスクマネジメント
	データ分析入門
	行動者のための教養主義アプローチ

< 演習科目 >

演習（表 4-3）では、指導教員と学生がインタラクティブな議論を通して、1 年次はグループとしての、また 2 年次は自らの事業構想を構築する場である。また本授業と連動させ、1 年次は前期と後期の年 2 回、自身の構想を発表し、教員・学生から多様なフィードバックを得る機会として「発表会」を設けている。また、2 年次では、学生が個々に事業アイデアを 1 年間かけて、ディプロマ・ポリシーで要求する実現可能な事業構想計画へとまとめあげ、「事業構想計画書」を策定するための演習である。理論と実務の架橋としての事業構想教育には、理論教育と実務教育の適切なバランスが求められることから、「主ゼミ」「副ゼミ」の 2 つのゼミの履修選択をするさいに、学術系教員、実務家教員のバランスへの考慮を推奨するなど、双方の教員の特色や利点が最大限生かされる運用を模索してきた。

表 4-3 2023（令和 5）年度 演習科目一覧

事業デザイン演習Ⅰ（1 年次） 前期
事業デザイン演習Ⅱ（1 年次） 後期
事業構想研究（2 年次） ※「主ゼミ」「副ゼミ」の、2 つのゼミを履修することを推奨

< 根拠資料 >

添付資料 4-2：事業構想大学院大学「2023 年度授業科目一覧」

4.1.4 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法(教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等)
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・臨地実務実習、その他必要な授業形態、方法の導入と実施(【学専】)
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数(【学士】【学専】)(40名以下の設定と運用【学専】)
- ・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施(【修士】【博士】)
- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施(【院専】)
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり(教育の実施内容・状況の把握等)

<1年間の取得上限単位数の引き下げについて>

1年間で履修登録できる単位数の上限は、最大40単位としている(添付資料2-8)。

1年間で履修登録できるのは、最大40単位までとなります。上限単位数を超えての履修登録はできませんので、注意してください。2年間では、最大で80単位分の履修登録が可能です。「取得できる単位」ではなく、「履修登録できる単位」の上限です。既に40単位分の履修登録があった場合に、単位を取得できなかった科目があったとしても、追加で履修登録できませんので、注意してください。前期・夏期集中期間・後期・春期集中期間のそれぞれの開講タイミングで、履修する科目を選択し、履修登録をしてください。(「院生便覧」P19)

授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置としては、1年間の上限履修科目数の引き下げと履修モデルの明確化、という課題がある。2020(令和2)年度に受審した大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価では、「修了に必要な単位数が34単位であるのに対し、1年間に履修登録できる単位数の上限を40単位としていることは、学生が各年次にわたって授業科目をバランスよく履修するための措置として機能していないため、改善が望まれる。」との指摘を受けた。そのため、自身の事業構想を発表し、教員・学生から幅広くフィードバックをもらい、自身の構想の発展につなげるための「事業構想プレゼンテーション演習」は、過去に出席率を高めるために単位を付与していたという経緯もあるが、COVID-19対応もあり急ピッチで本格化させた授業のハイフレックス化で出席状況も良好であることもあり、2024(令和6)年度から単位認定の廃止を行うことを、2022(令和4)年10月の教授会で決定した。さらに2023(令和5)年1月の教授会では、事業構想学の体系化に併せ、1年間の取得単位数の上限を現在の40単位から30単位へ変更す

ることを決定し、科目の統廃合の検討や付与単位の妥当性等について、本格的に議論を始めた。1年間の取得単位数上限の30単位への引き下げは、科目整理や廃止した科目の読み替え経過措置も必要であるため、2025（令和7）年度から本格導入の予定である。

<シラバスの改善>

シラバスについては、以下の検討課題が2021（令和3）年度経営系認証評価で示されている（添付資料4-3, p15）。

「授業計画が抽象的に記述されているなど、科目によって記述内容に精粗があるため、シラバスのチェック体制を一層強化し、学生がシラバスの情報をもとに十分に学習できるよう、改善が望まれる。また、ハイフレックス（Hybrid-Flexible）型の授業を導入していることから、授業の実施方法（対面／オンライン／ハイフレックス）をシラバスに明示することが求められる。」

シラバスの改善に向けては、教育研究委員会でチェックを行うことになっていたが、具体的な体制やチェック事項が明確ではなかったため、2021（令和3）年度には各校舎でのシラバス確認責任教員を決め、さらに教育研究委員会が全体の最終チェックを担うことで、課題の洗い出しと次年度以降の改善計画につなげる体制で行うこととした。さらに2022（令和4）年度は①予習復習により学生の学習を活性化するため、授業外の学習課題を明確に記述する必要がある、②効果的に教育を行うために、ディプロマ・ポリシーとの関連性を示すようにする必要がある、といった二つの課題に対応するために、記入項目の見直しを行った（添付資料4-4）。

また、効果的な教育方法については、教員FDやシラバス作成時期（毎年12月-1月頃）に行う同一科目担当教員打ち合わせ会、2023（令和5）年度は2年次ゼミ担当教員へのアンケートと、その結果をもとにした2年次ゼミ担当教員連絡会などで、ラーニングゴールのすり合わせや教員間の教育内容の共有や学び合いを積極的に行っている。またその内容を学長・研究科長が把握し、各委員会の活動とも連動させることで、教育の実施にかかわる点検・評価・改善につなげている。

具体的には、2023（令和5）年度には2年次ゼミ担当教員への学生への教育に関するアンケートと、その結果をもとにした2年次ゼミ担当教員連絡会議を行った（添付資料4-5）。そのなかで、事業構想計画書をまとめるために学生に不足している知識として、研究倫理への理解や、フィールド・リサーチや計画書執筆の作法、経営学分野や経営に必要な基礎知識の不足などが挙げられたため、2024（令和6）年度より、2年次向けに別途ガイダンスや補習講義の提供を行うこととなった（添付資料4-6）。

授業実施方法のシラバスへの明記については、コロナ禍で始めたハイフレックス（Hybrid-Flexible）型授業は引き続き行っており、全授業において、学生も自身の環境や事情に応じ、柔軟にリアル参加とオンライン参加が選べることが全授業で標準化されている。そのため、募集要項にも「ハイフレックス型授業の導入」していることを明記し、校舎から離れた地域や海外に居住されている方も（一定程度のリアル参加を推奨しているもの）修学可能であることを、募集の段階で周知している（添付資料2-7, p6）。ハイフレ

ックス型授業の導入で、仕事都合などでの授業への遅延や欠席も少なくなり、効果が認められている。ただし、ハイフレックスのため、特に巡回授業などで、教員がいない校舎の対応や、グループワークのファシリテーション対応が複雑になることもあり、ティーチング・アシスタント制度の導入を院生委員会で検討し、制度化した（添付資料 4-7）。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-7：事業構想大学院大学 2024 年度募集要項（p6）
- ・添付資料 2-8：事業構想大学院大学 2023 年度院生便覧
- ・添付資料 4-3：2021 年度 経営系専門職大学院認証評価結果（大学基準協会）
- ・添付資料 4-4：2023 年度シラバス記入フォーマット
- ・添付資料 4-5：2023 年度 2 年次ゼミ担当教員連絡会議まとめ
- ・添付資料 4-6：2024 年度事業構想計画書指導方針
（2024 年 2 月 17 日開催「2023 年度第 5 回教授会」資料 1）
- ・添付資料 4-7：事業構想大学院大学ティーチング・アシスタント規程

4.1.5 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・実践的な能力を修得している者に対する単位の適切な認定（【学専】）
- ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

<成績評価と単位認定>

成績評価は、学則第 24 条(添付資料 1-5)に、以下のように規定している。

(単位の認定及び成績の評価)

第 24 条 単位の認定は試験によるものとし、試験は原則として学期末あるいは学年末に、その履修した科目について筆記、口述などによって行う。ただし、論文、レポートの提出その他の方法によることができる。

2 試験の成績及び修了認定の審査又は第 26 条の特定の課題についての研究の成果の審査の成績は、100 点を満点とし、80 点以上を優、80 点未満 70 点以上を良、70 点未満 60 点以上を可とし、60 点未満を不可とし、不可は不合格とする。

この内容は、院生便覧にも記載し周知している(添付資料 2-8, p20)。また、2019(平成 31・令和元)年度から、GPA(Grade Point Average)換算導入を行い院生便覧(添付資料 2-8, p20)に明記をしている。教員にも「成績評価の基準及びその方法」の記載内容について、「到達目標」で定めたものが「成績評価の基準及び方法」と対応し、パーセンテージで合計点が 100 点になるように評価の配点を示すこと(コメントペーパー 40%・最終レポート 60% など)を周知徹底し(添付資料 4-4)、シラバスに記載された「成績評価の基準及びその方法」については、授業のオリエンテーション時に各教員が説明することになっている。

このように、公正かつ厳正な成績評価が行われるように努めているが、学生が成績評価に疑義を持った場合には、成績発表後一定期間内に申し出ることができるようになっており、その旨は院生便覧にも記載している(添付資料 2-8, p20)。

学生が成績評価の結果に疑義がある場合には事務局に対し相談を行うことになっている。相談を受けた事務局は、まず研究科長に相談の内容を伝える。研究科長は、学生の疑義をそのまま担当教員に伝えるのではなく、シラバスに記載された「成績評価の基準及びその方法」に従いどのように成績をつけたのか、個人が特定されないように担当教員にヒアリングを行う。その説明をもとに、学生に成績評価の経緯を伝え、成績評価開示の必要があれば、その次の段階で慎重に行うことにしている。さらに、研究科長や担当教員だけで判断できないことについては、院生委員会や教授会で議論して対応を決めることになっている。こういった、できるだけ間接的かつ慎重な対応になっているのは、本学は少人数制の大学院であり、教員との距離も近いことから、学生が今後も教員との関係性において、安心して研究に専念できる環境を確保する、ということを最優先にすべきと考えるからである。これまで学生から成績評価疑義の申し立ては数件あったが、いずれもこのような対応で穏便に解決している。

今後も、まずは学生が相談しやすい環境・仕組みを整備し、1 年次面談やゼミなどで、適宜学生の困りごとや不安など適宜フォローし対応できる体制を状況に応じ整備していく。また、学生からの疑義申し立て内容およびその解決までのプロセスについては、案件ごとに記録を残し、FD 研修会の機会などを活用して、成績評価の公正性・厳格性の向上に資する活動を継続していく必要がある。

入学前に他の大学院で取得した単位の本学の単位への認定については、定められた期間内に本人が申請し教授会にて適当と認められた場合は、15 単位を上限に本大学院の所定単位への算入を行うことを学則第 22 条で定めている(添付資料 1-5(第 22 条))。学生へは、院生便覧(添付資料 2-8, p24)に「入学前に他の大学院で取得した単位を本学の単位として認定することを希望される場合は事務局に相談してください。」とし、都度対応してきた。

2020(令和 2)年度からは、本学で実施する履修証明プログラムの受講生について、修士課程との単位互換やプログラム修了後の転入を可能とすることが、2020(令和 2)年 5 月の教授会で諮問され了承された。その決定に伴い、「入学前の既修得単位等の認定に関する規則」(添付資料 4-8)と「履修証明プログラムに関する規程」(添付資料 4-9)が整備されてい

る。

<学位授与>

修了要件は、学則第 26 条 (添付資料 1-5) に定めているように、法令上の規程を遵守し、所要科目を履修して 34 単位以上を修得し、必要な演習 (指導) を受け、かつ、修了認定の審査に合格した者とし、修了年数は 2 年を標準としている。

修了には、修了審査委員会規程にもとづき (添付資料 4-10)、修了審査委員会による審査が行われる。修了審査委員会は当該学生 2 年次の後期 (原則として 3 月教授会と同一日) に開催している。

修了の可否は、修了審査委員会で判定される。修了審査では、①履修単位数の充足状況 (各科目群で修了に必要なとされる単位数を満たしているか)、②成績状況 (GPA 及び個別科目の成績評価)、③事業構想計画書最終審査会における評価結果 (最終審査会において事業構想計画書の修正を指摘され、再提出した場合は再提出の結果を含む) の三分野からなる判定表をもとに委員が意見交換し、ディプロマ・ポリシーに基づき、総合的に判断したうえで、修了の可否を決定する。決定に当たっては全会一致を原則とするが、意見が分かれた場合は、委員長 (研究科長) が最終的に判断する。

<根拠資料>

添付資料 1-5 : 事業構想大学院大学 学則 (第 24 条)

添付資料 2-9 : 事業構想大学院大学 2023 年度院生便覧

添付資料 4-4 : 2023 年度シラバス記入フォーマット

添付資料 4-8 : 事業構想大学院大学 入学前の既修得単位等の認定に関する規則

添付資料 4-9 : 事業構想大学院大学 履修証明プログラムに関する規程

添付資料 4-10 : 事業構想大学院大学 修了審査委員会規程

4.1.6 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1: 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定 (特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)

評価の視点 2: 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点 3: 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

4.1.7 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価については、以下の検討課題が2021（令和3）年度経営系認証評価で示されている（添付資料4-3）：

<成績評価>

- ・ 授業欠席の取り扱いが教員間で統一されておらず、出席がない場合でも単位を取得している学生がいることから、改善が望まれる。
- ・ また、シラバスにおいてレポートやプレゼンテーションを評価する際の具体的な基準を示すとともに、当該専攻においては授業内でのディスカッションを重視していることに鑑みて、授業への貢献度についても成績評価基準として学生に明示することが望まれる。

<事業構想計画書の審査基準>

- ・ すべての学生に作成を課している「事業構想計画書」の審査基準ははまだ検討段階にある。現在、「教育研究委員会」において議論を進めていることから、早期に明確な審査基準を策定し、学生に周知することが望まれる。

<修了生の活動状況の把握>

- ・ 修了生のアンケートの回収率が低く、修了生の活躍状況や構想した事業の実行状況について十分に把握できていないことから、これを適切に把握できる仕組みを構築するとともに、把握した情報を教員間で共有し、教育内容・方法の改善に活用することが望まれる。
- ・ 定量的データの収集のみならず、定性的には、各ゼミ担当教員からも、院生委員会と広報委員会に院生や修了生の活躍情報が集約され、学内外に広く発信されていくような体制整備が必要。

2021（令和3）年度経営系認証評価「検討課題」

さらに、学習成果の適切な把握については、修了生のみならず、院生面談・アンケートの内容も、大学運営への確認が中心で、教育・研究効果が確認できる内容になってはいなかった。在学中、修了後、修了して数年後、と段階的に教育の成果を追えるようにしていく必要があり、院生委員会で1年次生には前期・後期2回全員に行っている院生面談のヒアリング項目や、匿名のアンケート手法の見直しの議論を進め、整理を行った（添付資料4-11）。そのうえで、2020（令和2）年度に院生委員会で議論し改善を進めた院生アンケートを2021（令和3）年度から適用し、報告書にまとめ教授会で共有し、教育・研究活動改

善の指針にしている（添付資料 4-12）。なお修了生アンケートは、2023（令和 5）年 3 月修了生から行うことになっており、院生委員会でアンケート項目の議論、アンケート項目の確定を行い、2024（令和 6）年 5 月ごろに実施することになっている。

院生アンケートの回収率向上については、2022（令和 4）年度は 1 年次・2 年次ゼミの教員を通じ、回答を呼びかけたが、授業評価アンケートの時期と重なり、依然回答率の低さが課題であった。2023（令和 5）年度は、その改善にむけて、個別面談とアンケートで集めるべき情報の区別、100%アンケート回収可能な時期や方法について検討し、1 年生、2 年生が全員集まるタイミングでの実施（1 年生は 3 月の 1 年次発表会、2 年生は修了式の直前から修了式当日まで）に回答を呼びかけることとし、2023（令和 5）年度から適用を行っている。

また、修了要件として必須である事業構想計画書について、審査基準が定量化されておらず、可否基準がわかりにくい、という課題があったため、2021（令和 3）年度の最終審査会より、審査の基準をディプロマ・ポリシーに照らし合わせ明確化すると共に、定量的評価に基づき、可否を審査できる評価フォーマットに刷新し、毎年の課題を踏まえ、改善を重ねている（添付資料 4-13）。

< 根拠資料 >

- ・添付資料 4-3：2021 年度 事業構想大学院大学事業構想研究科事業構想専攻に対する認証評価結果
- ・添付資料 4-11：院生面談・アンケート・修了生アンケート項目整理表（2023 年度）
- ・添付資料 4-12：院生アンケート集計結果報告書（2022 年度）
- ・添付資料 4-13：事業構想計画書最終審査会 評価方法、評価シート（個票・総合票）

4.1.8 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

評価の視点1：メンバー構成の適切性（【学専】【院専】）

評価の視点2：教育課程の編成及びその改善における意見の活用（【学専】【院専】）

本学では 2015（平成 27）年から自己点検・評価を組織的に行っており、一年間の活動を集約し評価した報告書は、教授会で確認を行ったうえで、運営委員会、外部有識者も交えた理事会、評議員会でも共有し、より幅広い見地から改善策をとりまとめていた。ただし、2017（平成 29）年の専門職大学院設置基準一部改正により、「教育課程連携協議会」（「専門院」第 6 条の 2）の設置が盛り込まれたことを受け、2018（平成 30）年度に自己点検・評価規程に「外部評価の実施」を盛り込む改正を行い、「教育課程連携協議会」に相当する組織として、国内外のビジネス動向ならびに高等教育の在り方について、高い見識を有する産官学民分野の有識者からなる「外部評価委員会規程」を新たに整備することとした。

2020（令和 2）年度には、学部評価委員会を「教育課程連携協議会」としてより明確に位置付けるため、「外部評価委員会規程」を「教育課程連携協議会規程」（添付資料 4-14）に改めた。また、2022（令和 4）年度より、正式に「教育連携協議会」を発足し、2022（令和

4) 年 5 月 31 日に第 1 回教育課程連携協議会、2023 (令和 5) 年 6 月 26 日に第 2 回教育課程連携協議会を開催している。2023 (令和 5) 年度の教育課程連携協議会の構成は、表 4-4 の通りである。

表 4-4 教育課程連携協議会委員名簿 (2023 (令和 5) 年度)

教育課程連携協議会委員名簿 (2023 (令和 5) 年度)	
(1) 研究科長が指名する教員その他の職員	
谷野豊 (議長)	事業構想大学院大学 研究科長
田中里沙	事業構想大学院大学 学長
小端進	学校法人先端教育機構 専務理事 事業構想大学院大学 教授・事業構想研究所 所長
田中利和	事業構想大学院大学 准教授 (仙台校)
岸波宗洋	事業構想大学院大学 教授 (東京校)
松行輝昌	事業構想大学院大学 教授 (東京校)
重藤さわ子	事業構想大学院大学 教授 (東京校)
樋口邦史	事業構想大学院大学 教授 (名古屋校)
竹安聡	事業構想大学院大学 教授 (大阪校)
田村典江	事業構想大学院大学 専任講師 (大阪校)
白石史郎	事務局 (地域校統括)
川崎景子	事務局長 (全校舎)
(2) 本研究科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの	
河本宏子	元全日本空輸株式会社 取締役 専務執行役員
谷 尚樹	元・電通総研 所長
(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者	
駒形健一	一般財団法人 青少年国際交流推進センター 理事長
(4) 本学の教員その他の職員以外の者であって研究科長が必要と認めるもの	
高橋桂子	早稲田大学総合研究機構グローバル科学知融合研究所 上級研究員/研究院教授

教育課程連携協議会では、事業構想大学院大学の現状と教育課程にかんする課題共有を行い、カリキュラムについては既に充実して素晴らしい、という評価を得ている (添付資料 4-15)。今後の課題として、特に地域に根ざし、地域の産業や地域の特色を生かしたカ

リキュラム充実への期待やアドバイスをいただいております、以下の点を特に検討している。

- ・ 地域産業あるいは地域の特色を生かした企業との、現場でのフィールド・ワーク演習も含めた科目や演習開発：
→大阪校「地域活性と事業構想」（田村・2023）での兵庫県企業へのフィールド・ワーク実施、福岡校「観光まちづくりⅠ・Ⅱ」（若林・2024）で長崎県西海市、福岡県八女市などへのフィールド・ワークを予定
- ・ 感性を高めるような、文化やアートとのかかわり合いの機会創出：
→「アーティスト思考と構想」（松永エリック・2024）の新設

なお、特に地域校において、地域産業あるいは地域の特色を生かした企業との連携を深め、地域校の持続的な募集につなげていく観点から、2024年度入試より、入学者の派遣企業や団体が学費負担を行う「企業・団体派遣入試」とは別に、本学と複数年にわたり人材開発連携を行う企業を対象に、企業推薦枠を付与し、その範囲内で入学者の受け入れを行う「人材開発連携企業入試」を導入し認定も行われた（第5章を参照）。

<根拠資料>

- ・ 添付資料 4-14：事業構想大学院大学 教育課程連携協議会規程
- ・ 添付資料 4-15：事業構想大学院大学「教育課程連携協議会 議事録」（2022年度・2023年度）

4.2 長所・特色

2021（令和3）年度受審した経営系認証評を機に、カリキュラムの改善・改編に取り組み、事業構想サイクルに基づいたカリキュラム構成がより明確となった。その後も、認証評価で指摘された年間上限取得単位数の削減や、学習成果をより適切かつ効果的に把握するための方法の確立に取り組んでいる。

また、2022（令和4）年度から、教育課程連携協議会が本格始動したのを機に、外部委員と共に教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行う体制も整った。また、そこでのアドバイスを募集活動に反映するなど、改善の取組みにもつなげている。

4.3 問題点

残る課題としては、定期的カリキュラムの点検・評価を行う組織・体制が確立しているわけではなく、また、教育課程連携協議会の位置づけも、そのなかに明確に位置付けていく必要がある。

学生・修了生の活躍の状況の情報集約については、学生・修了生の個別報告に基づくところが大きいと、院生・修了生アンケートも活用し、その情報が学内に集約・共有され、学内外に広く発信されていく体制整備が必要である。

4.4. 全体のまとめ

本章でとりまとめたように、よりよい事業構想教育と教育成果につなげるべく、カリキュラムの改善・改編、シラバス内容向上、授業や学位審査にかかわる評価基準の明確化、院生・修了生アンケートとその結果をふまえ、改善に取り組んできた。今後もこういった取組を、より組織的かつ継続的なものとし、事業構想教育のパイオニアとして、教育体系と事業構想学の深化に取り組んでいく。

第5章 学生の受け入れ

5.1 現状説明

5.1.1 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1： 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2： 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

2019（平成31・令和元）年度より、出願者の対象の範囲を広げるとともに、求める人材像をさらに具体化することで、より質の高い入学者に結び付けていくために、具体的な人材像の変更を行い、「アドミッション・ポリシー」とし、院生募集要項(添付資料2-7, p5)やホームページに明記している。また大学院説明会においても説明を行っている。

(アドミッション・ポリシー (入学者受入れの方針))

事業構想大学院大学は、ゆたかな発想及びその発想を実現する構想力を持ち、かつ事業を継続的に進化させ、社会の一翼を担う志を持ち、自身が立てた目標を達成できる人材の育成を目的としています。そのため、講義を通じて知識を得るのみでなく、柔軟な発想のもと、その知識を応用し、新たな知識を創生しながら、教授陣、学友と論理的で建設的な議論を積み重ね、多様性を享受し、異なる意見を総合（シンセシス）することにより新しい価値を創造する院生を求めています。

具体的には、下記の人物を対象としています。

1. 新規事業担当者（及び将来携わりたいと希望する者）
2. 事業承継者（及び事業承継予定者、第三者承継を希望する者）
3. 行政や地域組織に属し、社会変革を志す者
4. ベンチャービジネス、ソーシャルビジネスで起業を目指す者
5. 新たな構想により自社を持続発展させたいと考える経営者

2019（平成31・令和元）年度の変更点は、「②事業承継者」に、最近増加している親族以外への事業承継に対応して、「第三者承継を希望する者」を加えたこと。また、すでに経営者として活躍している学生も在籍していること、出願希望者からも経営者は対象になるのかとの問い合わせもあったため、⑤を追加したことである。

なお、事業承継者については、引き続き問い合わせも多く、特化した教育体系の必要性も認められるため、2024（令和6）年度より、高い経営分析力と事業構想力を兼ね備えた事業承継者を養成する「事業承継コース」を、事業構想研究科事業構想専攻内に開設することとなった（添付資料 5-1）。

本コースの主な対象者は、以下のとおりである。

- 親族の承継予定者
- 社内の非親族の承継予定者
- 社外の第三者承継予定者（※）
- 承継者の右腕となる役員（役員・幹部候補者）
- 承継後の若手経営者 等

（※）すでに承継する企業・事業が内定している方だけでなく、承継者探しをしている経営者に、事業構想をプレゼンし、それを突破することが求められる方など

学生募集活動については、ホームページに「院生募集要項」（添付資料 2-7）を掲載し、資料請求に対応しているほか、入学者説明会や関連イベントで、本学の概要や募集・選考プロセスについて詳細に説明している。

説明会は、教員や事務局職員に加え、実際に本学に通学している学生や修了生を交えて実施する機会も設けているが、「実際に通学している方の生の声を聞けるよい機会である」と好評を得ている。また、ホームページやSNSでは、在学生や修了生のインタビュー動画を配信している。特に動画コンテンツは、ここ数年、視聴者数が増加しており、今後も活用していく。

出願資格については、以下のように定め、募集要項（添付資料 2-7, pp6-7）に示している。

（出願資格）

本学への出願資格として、入学時点で（ア）①～⑤のいずれかの資格、及び（イ）の資格をともに有する必要があります。なお、（ア）①～④のいずれにも該当しない場合は、（ア）⑤の出願資格審査の対象となります。

- （ア）
- ① 大学・大学院を卒業した者、または令和 6 年（2024 年）3 月 31 日までに卒業見込みの者【注 1】【注 2】
 - ② 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（学校教育法第 104 条）
 - ③ 外国において通常の課程による 16 年の学校教育を修了した者、または令和 6 年（2024 年）3 月 31 日までに修了見込みの者【注 2】
 - ④ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑤ 当研究科における個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和 6 年（2024 年）3 月 31 日までに 22 歳に達する者【注 3】
- （イ） 当研究科入学までに、常勤者として満 3 年以上の実務経験を有する者が望ましい。ただし、該当しない場合も受験者の能力に応じて入学を許可する場合がある。【注 4】

<出願資格に関する注意事項>

- 【注 1】文部科学省の設置認可を受けた国内の大学・大学院。外国の大学やその他の外国の学校の場合には、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者、または令和6年（2024年）3月31日までに授与される見込みのある者（※中国の3年制大学（専科）卒業生は該当しません）。
- 【注 2】日本語を母語としない者は、出願時に日本語能力試験1級またはN1に合格したことを証明するスコアレポートの提出が必要です。
- 【注 3】（ア）⑤で出願しようとする者は、下記手順による出願前の出願資格の申請が必要です。
- 【注 4】実務経験3年未満で出願する場合には、入学願書出願フォームでの申告が必要です。

なお、4年制の大学を卒業していない社会人の場合には、出願に先立ち、下記の「出願資格審査」を行っている。

<出願資格審査> ※出願資格（ア）⑤を対象として実施

申請手続概要	出願資格申請書及び職務経歴書を作成し、電子メールで提出してください。
提出書類	①出願資格申請書（本学指定様式） ②職務経歴書（書式任意） ※出願資格申請書の様式は本学ホームページにて取得のこと
提出方法	提出書類①②を電子データで admission@mpd.ac.jp 宛に送付
提出期限	出願受付締切と同日
判定結果通知	出願資格の判定結果は、審査後、速やかに電子メールにて通知します。
備考・その他	手続の詳細は本学ホームページの「入学案内」ページにて確認してください。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-7：2024年度 事業構想大学院大学「募集要項」
- ・添付資料 5-1：事業構想大学院大学プレスリリース「事業承継コース開設について」

5.1.2 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

<p>評価の視点1： 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定</p> <p>評価の視点2： 授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供</p> <p>評価の視点3： 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備</p> <p>評価の視点4： 公正な入学者選抜の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施 <p>評価の視点5： 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）

入学試験には、「一般入試」と「企業・団体派遣入試」がある。なお、2024（令和6）年度から事業構想コース、事業承継コースの2コース制を予定しているが、入学選考はどちらの区分もなく実施を行い、入学後にコース選択を行ってもらうことになっている。

出願期間及び選考日程は共通だが、「企業・団体派遣入試」では、出願書類として提出する企業・団体からの推薦書を加味して選考を行う。

試験概要は以下のとおり（表5-1）。

表 5-1 事業構想大学院大学 入学試験概要

	一般入試	企業・団体派遣入試【注】
対 象 者	本学への出願資格を有する者 （「3.（2）出願資格」参照）	本学への出願資格を有し、かつ所属企業もしくは団体が受験者の在学期間中の学費を全額もしくは一部負担することが出願の時点において確定している者
一 次 選 考 （書類選考）	下記提出書類により選考 ①入学出願フォーム ②志望書	下記提出書類により選考 ①入学出願フォーム ②志望書 ③推薦書
二 次 選 考 （校舎での受験）	①筆記試験 ②面接試験	①筆記試験 ②面接試験

< 試験内容 >

一次選考では、提出された①入学出願フォーム、②志望書、③推薦書（企業・団体派遣入試のみ）により合否判定を行う。二次選考は、一次選考に合格した受験者のみ、受験することができる。

二次選考では、アドミッション・ポリシーに示すように、事業構想に取り組む上で求められる「強い問題意識と使命感、好奇心と多様性を享受するオープンな志向の有無」と「事業構想に取り組んでいくうえで必要な専門知識と分析・創造的能力を身に付けていくために必要な基礎力」を、筆記試験や面接官との対話を通じて評価している。いわゆる「学力テスト」や、知識を問う試験ではないため、特段の試験準備は不要、としている。なお、二次選考では、出願書類の記載内容についても確認し、これらをもとに面接試験を実施している。

入学者選抜においては、事前審査の透明性の向上、筆記試験・面接試験の評価基準の定量化も含む見直しが必要といった課題があった。2022（令和 4）年度より、アドミッション・ポリシーにもとづき、効果的な募集活動を行っていきけるよう、教員・職員の連携組織である、アドミッション・オフィスが活動を始めた（添付資料 5-2）。そのため、アドミッション・オフィスでこれまでの募集・入試関連課題の洗い出しを行い、募集要項の抜本的な改訂を行い、入試担当教員向けの「入学試験の手引き」の刷新（添付資料 5-3）や、筆記試験と面接試験での定量評価の導入と評価フォームの刷新を行った（添付資料 5-4）。

また、公正な入学者選抜の実施のために、志願者には、入学試験にあたって、以下の注意事項を募集要項に明記し、厳格な対応を取っている（添付資料 2-7, p9）。

<二次試験受験上の注意事項>

- 受験校舎は入学出願フォームで選択できます。通学校舎以外での受験も可能です。
- 受験校舎における対面での実施を原則とします。受験者が遠隔地、海外在住等の理由により、校舎での受験が困難な場合は、入学出願フォームで、オンラインによる受験を申請してください。
- 所要時間は、待機時間等を含めて約 90 分（筆記試験・面接試験）です。試験開始 10 分前までに試験会場に到着してください。
- 試験開始時間への遅延は、他の受験者との公平性の観点から、遅延時間分を、筆記試験あるいは面接試験を短くすることで対処します。天災・人災・不可抗力による事故等、やむをえない事情を除き、試験開始時間への大幅な遅れ、あるいは欠席で、他の受験者への影響が生じる場合には、その後の受験を一切認めません。
- 受験者が不可抗力（体調不良・感染症等の健康上の事由を含む）により受験困難となった場合は、試験開始までに事務局へ連絡してください。
- 出願または出願資格申請において提出した書類・資料、提供した情報等に偽造・虚偽記載・剽窃等があった場合は、不正行為となる場合があります。
- 入学試験において不正行為が認められた場合は、当該年度における全ての入学試験の受験及び選考結果を無効（失格）とします。納入された入学検定料は返還しません。

入試における COVID-19 への対応・再策の措置であるが、本学では二次選考の期間を 3-4 日と幅広く設定しているほか、COVID-19 にかかわらず、上記「二次試験受験上の注意事項」にあるように、受験者が不可抗力（体調不良・感染症等の健康上の事由を含む）により受験困難となった場合は、試験開始までに事務局へ連絡していただいたうえで、別途二

次選考の機会を設けるなど、柔軟な対応を行っている。

また、海外等遠隔地からの受験者にはオンラインによる筆記試験、面接試験を実施するなど、オンラインによる入学者選抜への公平な受験機会も提供している。なお、不正防止のために、筆記試験では、PCとスマートフォン2台による受験状況モニタリングも行っている。

なお、5校舎体制になったことから、地域の産業や地域の特色を意識した募集活動が重要になってきている。教育課程連携協議会でも、特に地域に根ざし、地域の産業や地域の特色を生かしたカリキュラム充実への期待やアドバイスをいただいたことや、特に地域校の持続的な学生募集につなげていく観点から、2024（令和6）年度入試より、入学者の派遣企業や団体が学費負担を行う「企業・団体派遣入試」とは別に、本学と複数年にわたり人材開発連携を行う企業を対象に、企業推薦枠を付与し、その範囲内で入学者の受け入れを行う「人材開発連携企業入試」の導入を行った。これについては別途、本学ホームページ「人材開発連携企業入試」募集要項（添付資料5-5）で募集概要を定めている。

本制度は、定期的に（原則として毎年）、社員・職員を本学修士課程に派遣する意思を持つ企業・団体を対象とし、本学は「人材開発連携企業」認定審査を行い（添付資料5-6）、認定企業に対して、毎年、翌年度入学者の人数枠を付与する（例「2024（令和6）年度4月入学枠：2名（全校舎）」）。認定企業は、推薦者を社内で、本学の選考基準に準ずるかたちで選考したうえで、本学に出願することができる（本社所在地に関係なく全国すべての校舎に出願可能）。本学は被推薦者（社員）の提出書類の確認と面談を行い、学長が入学の許可を行う。

企業の認定基準については、以下のように定めている。

- ①経営者が本学への継続的な社員派遣を通じて、中長期的な視点で本学を人材開発の場として活用する意思をもっていること。
- ②何らかの人材開発計画を立案していること。
（厚生労働省・人材開発支援助成金申請に必要な「事業内職業能力開発計画」と兼用も可）
- ③過去5年以内において重大な法令違反がなく、反社会的勢力等との関係を持っていないこと。

認定された企業のメリットとしては、以下のようなことが考えられる。

- ・人数枠が設定されることで、中長期的（3～5年以上）な人材開発計画を立てることができる。
- ・将来を嘱望する人材への動機付け、モチベーションアップ、定着への寄与。
- ・人材開発連携企業の経営者または人事・人材開発部門に本学担当教員（人材開発を専門とする教員、校舎統轄教員、専任教員等）が定期的にフィードバックを行うことで、社員の成長度合いの把握、今後の計画に活用することができる。またアドバイスをを行うことが可能。
- ・さらに総合的な人材開発連携（本学が主催するプロジェクト研究、各種研修プログラムへの参加等）を希望する場合は、「産学包括連携協定」を締結することも可能。

（学長出席による調印式、記者会見等の実施、プレスリリースの発信等）

授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供も募集要項（添付資料 2-7, p13～）やホームページでの「入学案内」のページ（参照資料 5-8）、説明会で行っている。特に厚生労働省・人材開発支援助成金情報は重要で、これまで募集段階でも積極的に情報提供を行い、多くの学生が活用してきた。2022（令和 4）年度には「人への投資促進コース」が新設されたが、この制度を活用すると 2 年間の授業料 330 万円のうち最大 300 万円が助成される（企業負担は実質 30 万円）ことから、積極的な周知を行い、人材開発支援助成金の利用率は、2022（令和 4）年度入学者の利用者が 14%であったものが、23 年度には入学者の 51%と大幅に利用率が向上した（添付資料 5-7, スライド 10）。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-7：2024 年度 事業構想大学院大学「募集要項」
- ・添付資料 5-2：事業構想大学院大学 アドミッション・オフィス規程
- ・添付資料 5-3：事業構想大学院大学「2024 年度 入学試験の手引き」
- ・添付資料 5-4：事業構想大学院大学「入学試験評価シート」
- ・添付資料 5-5：事業構想大学院大学「人材開発連携企業入試 募集要項」
- ・添付資料 5-6：事業構想大学院大学「人材開発連携企業認定審査申請書」
- ・添付資料 5-7：厚生労働省キャリア形成支援室説明資料（2023 年 8 月 7 日）」
- ・参照資料 5-8：事業構想大学院大学ホームページ「入学案内」

<https://www.mpd.ac.jp/admissions/>

5.1.3 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】【学専】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】【学専】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

収容定員に対する在籍学生数比率の適切性について、入学定員（2012（平成 24）～2017（平成 29）年度 30 名、2018（平成 30）年度 70 名、2019（平成 31・令和元）～2021（令和 3）年度 90 名、2022（令和 4）年より 120 名）に対する入学者数比率は、以下のように、1.10～1.30 の間の推移と、開学以来、定員を上回る人数を確保している。

2012（平成 24）年度	志願者 68 名、入学者 36 名、入学者数比率、1.20
2013（平成 25）年度	志願者 52 名、入学者 36 名、入学者数比率、1.20
2014（平成 26）年度	志願者 50 名、入学者 37 名、入学者数比率、1.23
2015（平成 27）年度	志願者 41 名、入学者 33 名、入学者数比率、1.10
2016（平成 28）年度	志願者 52 名、入学者 35 名、入学者数比率、1.16
2017（平成 29）年度	志願者 49 名、入学者 39 名、入学者数比率、1.30

2018（平成30）年度 志願者 133名、入学者 89名、入学者数比率、1.27
 2019（平成31・令和元）年度 志願者 120名、入学者 106名、入学者数比率、1.18
 2020（令和2）年度 志願者 132名、入学者 113名、入学者数比率、1.17
 2021（令和3）年度 志願者 124名、入学者 108名、入学者数比率、1.15
 2022（令和4）年度 志願者 162名、入学者 141名、入学者比率、1.15
 2023（令和5）年度 志願者 159名、入学者 137名、入学者比率、1.16
 2024（令和6）年度 志願者 171名、入学者 150名、入学者比率、1.14

ただし、2021（令和3）年度に受審した、経営系認証評価では、2019（平成31・令和元）年度に新たなキャンパスの開設による入学定員の増加により一時的に比率は低下したものの、2018（平成30年度）年度 1.27 と高い傾向にあり改善の必要性が指摘された（添付資料 4-3, pp20-21）。そのため改善を図りその後の倍率は 1.1 台をキープしている。

収容定員の管理については、2023（令和5）年 5月1日現在では表 5-2 の通り、収容定員 240名に対して 275名の在籍で、在籍者は収容定員に対して 1.15 倍である。

表 5-2 学生在籍数（2023年5月1日現在）

学年	在籍数	収容定員	定員超過率
2年次	138名	120名	1.15
1年次	137名	120名	1.14
計	275名	240名	1.15

※1年次は秋入学1名を含む。

5.1.4 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

2021（令和3）年度に受審した経営系認証評価段階では、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制の整備、入学者選抜について、以下のような課題があった。

- ・ 入試の実務については、教授会内の入試委員会が責を負っているが、募集・入試活動の改善・充実を行うための体制がない。
- ・ 入学者選抜においては、事前審査の透明性の向上、筆記試験・面接試験の評価基準の定量化も含む見直しが必要。
- ・ 入学者選抜においても、人権に配慮した適切な言動が求められることから、面接官としての心構え、マナーの徹底を、改めて図る必要がある。

このような学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みにつなげるため、教員・職員の連携組織である、アドミッション・オフィス（添付資料 5-2）を 2022（令和4）年度から設置し、運用を開始した。

まずはこれまでの募集・入試関連課題の洗い出しを行い、募集要項の抜本的な改訂を行った。また、募集要項の抜本的な改訂に伴い、入試担当教員向けの「入学試験の手引き」の刷新（添付資料 5-3）や、筆記試験と面接試験での定量評価の導入と評価フォームの刷新（添付資料 5-4）を行い、合否決定プロセスの透明性に向けての改善を行った。2023（令和 5）年度は、さらに筆記試験と面接試験の統合的な評価システムの導入と、PC 上でのスプレッドシート式評価票の入力による、面接教員間の評価結果即時情報共有体制を構築。紙ベースの情報共有時よりもはるかに総合評価や合否判定会議用のデータ集計効率が向上した。

合否判定は、学長・専務理事、各校舎で面接試験でのリーダーを務める教員で構成される判定会議で最終決定がされる。判定会議では、受験者全員の判定結果を検証し、特にボーダーライン上の受験者の判定は慎重に時間をかけて行っている。

また、募集活動の活発化については、募集本学の認知度を高め、本学の固有の目的や意義、受け入れ対象とすべき人材像を周知するために、本学マーケティング専門教員との連携体制の構築も進めている。

本学では、開学以来、定員を上回る人数を確保してきたが、今後は、入学後のミスマッチを防ぎ、より質の高い志願者の増加に結び付けていく必要がある。そのために、募集活動としては、少人数の入試説明会や個別相談会を積極的に展開し、本学の理念やカリキュラムや本学が求める学生像、教員、在籍している学生の特徴、修了生の活躍状況、社会人が通学しやすいように配慮された時間割やフォローアップ体制などをわかりやすく説明している。

本学は留年や長期履修制度はないが、休学は学則で 2 年を超えない範囲で認められている。仕事の都合や体調不良等により毎年数名の学生が半年から 1 年程度休学することがある。退学者についても同様の理由で毎年数名出ているが、休学、退学の両方の申し出があった際には、教員および事務局で面談を設定して状況をヒアリングし対応を行うと共に、今後の募集活動への反映にも努めている。

< 根拠資料 >

- ・添付資料 5-2：事業構想大学院大学「アドミッション・オフィス規程」
- ・添付資料 5-3：事業構想大学院大学「2024 年度 入学試験の手引き」
- ・添付資料 5-4：事業構想大学院大学 入学試験評価シート

5.2 長所・特色

学生募集については、開学より安定して定員を上回る人数を確保している。入学定員及び収容定員の設定と在籍学生数の管理も適切に行っている。

2021（令和 3）年 4 月 1 日より施行した、新たなアドミッション・ポリシーに基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備していくために、2022（令和 4）年度より教員・職員の連携組織であるアドミッション・オフィスが活動を始め、本章にとりまとめたように、様々な課題の洗い出しと改善に努め、募集活動の活発化と合否判定プロセスの透明化を進めてきた。

5.3 問題点

本学の募集における強みは、現役学生や修了生の活躍である。2022（令和4）年度より、院生委員会を通じ、アルムナイ組織（青楠会）との意見交換会を始め、2023（令和5）年度より、事業構想事例研究（事業構想スピーチ）の修了生登壇回を公開講義と位置づけ、募集活動につなげるための試みを始めたが、現役学生・修了生のネットワーク力を十分募集活動に活かすに至っていない。

5.4 全体のまとめ

今後の課題は、十分な数の質の高い受験者を、早めに確保できるようにしていくことである。そのためには、現役学生やアルムナイ組織（青楠会）との連携を図り、アドミッション・オフィスの活動を通じ、募集・入試活動のより一層の改善・充実に努めていく。

第6章 教員・教員組織

6.1 現状説明

6.1.1 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1： 大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2： 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針

(分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

<大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像>

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像としては、2023年3月11日開催「2022年度第12回教授会」において、「事業構想大学院大学運営方針」が学長から示され、そのなかで、「求める教員像」「教員組織の編成方針」について下記のとおり、方針が示された(添付資料2-13)。

(求める教員像)

事業構想大学院大学の目的、および研究科の3つのポリシーを理解したうえで、実践と理論を融合し新しい価値を生み出す教育研究を遂行する意欲を持ち、実行する者であり、且つ本学の教育・研究に必要な能力の養成のために、継続的なファカルティ・ディベロップメント(FD)に積極的に参加する者を、本学の教員として採用する。

(教員組織の編成方針)

1. 法令上の基準に照らし、適切な専任教員数を確保すること。
2. 各研究科の目的を実現するために必要かつ十分な資質を有する研究者又は実務家を、教育研究上の専門分野等のバランスを考慮しながら配置すること。
3. 専任教員の募集・採用・昇任においては、教授、特任教授、准教授、専任講師、助教、助手それぞれに必要な研究上の業績、実務家教員においては専攻分野に関する高度の実務上の能力と、継続的に積み上げる意思を適切に評価すること。
4. 新興領域の専門職学位課程における実践と理論の融合を実現するため、また将来持続可能な教育組織とするため適切な年齢・職位バランスを考慮し、教育・研究特性上可能な限り、性別・国籍等の多様性に配慮し登用すること。
5. 中核となる重要な科目については専任教員を置くほか、選択科目には客員教授、非常勤講師等を積極的に活用し、院生の学修の幅を確保するとともに、履修の利便性を図ること。

「事業構想大学院大学運営方針」(2023年3月11日)より抜粋

教員組織については、既存の理論と実務の架橋教育を意識して充実した教員構成になっている。既存の理論で示される普遍性・法則性・概念性を超える「事業構想学」の検討を

更に進めていくためには、事業の多様性に挑戦することのできる専任教員のより一層の拡充が課題である。

6.1.2 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1： 大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数

評価の視点2： 適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・実務家教員の適正な配置(【学専】【院専])
(研究能力を併せ有する実務家教員の適正な配置【学専】)
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置(専任教員については教授又は准教授)
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況の適切性
- ・他大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性
- ・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携

評価の視点3： 指導補助者を活用する場合の適切性(資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等)。

評価の視点4： 教養教育の運営体制

教員編制については、教員任免規程(添付資料 6-1)に沿って、教員の職階ごとに資格要件を定めている。

教員組織については表 6-1 にあるように、2023(令和 5)年 5 月時点で専任教員は 22 名(うち 1 名は「みなし専任教員」)配置しており、その内訳は、教授 18 名、准教授 2 名、専任講師 2 名で、専任教員のほとんどが教授で構成されている。みなし専任教員はそれぞれ、専門科目や演習科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っている。なお、本学は一研究科で成る大学院であるため、学部や他の研究科との兼任教員は存在しない。なお、設置基準上の専任教員の人数は 11 名以上であり、十分に基準を満たしている。

表 6-1 事業構想大学院大学の教員構成（2023 年 5 月 1 日現在）

	教授	准教授	講師	助教	特別招聘教授	特任教授	客員教授	客員准教授	非常勤講師	合計
専任	18	2	2	0	0	0	0	0	0	22
兼任	0	0	0	0	1	33	42	4	6	86
合計	18	2	2	0	1	33	42	4	6	108

専門職大学院について、法令上は実務家教員の割合は 3 割以上とされているが、2024（令和 6）年 5 月 1 日時点の教員 108 名の内訳としては、研究者教員 23 名（21.2%）、実務家教員 85 名（78.8%）と 7 割を超えており、専門職大学院の役割を十分に果たすことができる魅力的な教員構成と言える。また研究者教員も、何らかの実務経験、あるいは実務家教員も何らかの教育経験を有する、多様な職業経歴を持つ教員で構成されており、既存の理論と実務の架橋教育を意識した教員構成になっていると言えよう。また、海外勤務や海外研究留学（海外での学位取得者含む）の経験者も積極的に採用している。教員のプロフィールや研究業績、社会活動については本学ホームページで公開するとともに（参照資料 6-7）、専任教員および希望する兼任教員は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運営する Researchmap を各教員が随時更新している（参照資料 6-8）。

東京校以外の各校舎にもフルタイムの専任教員を配置する方針であるが、現状、福岡校のみでは週 5 日勤務できる専任教員が在籍していないため、特任教授 1 名をみなし専任教員として、2024（令和 6）年度に任用する予定である。また、年齢構成については、40 代以上が大半であることが過去の認証評価で課題として挙げられており、近年 2 名 30 代の教員を採用した。男女比については、男性 18 名、女性 4 名と、女性教員の割合が非常に低いことは課題である。授業時間が夜間・土曜日である専門職大学院では仕方がないことではあるが、子育てや介護等、家庭事情との両立の難しさが、近年は女性教員のみならず男性教員採用の壁になることも多く、時代に合わせた採用・勤務体系を整えていくことが課題である。

教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携については、専任教員を中心に活動する、教授会をはじめ、各種委員会組織があり、教務・教学に関する決定事項に基づき、教務・事務系担当職員が学長、研究科長、専任教員（各校舎の責任教員）の指示のもと、各校舎の実務業務を行っている。

<根拠資料>

- ・大学基礎データ
- ・添付資料 6-1：学校法人先端教育機構　・参照資料 6-7：事業構想大学院大学ホームページ「教員紹介」
- ・参照資料 6-8：Researchmap（国立研究開発法人科学技術振興機構（JST））

6.1.3 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1： 教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2： 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

採用・昇格にあたって専任教員に必要な研究能力を具体的に示す基準・要件は定められていない。教員評価制度規程(添付資料 6-2)を含む教員の業績評価システムは存在するが、実質的に機能していないため、見直しが必要である。

既存の理論で示される普遍性・法則性・概念性を超える「事業構想学」の検討を更に進めていくためには、事業の多様性に挑戦することのできる専任教員のより一層の拡充が課題である。また、そういった挑戦をより適切に評価するには、従来型評価システムとは異なる教員評価システムを構築することが重要であり、独自に検討を進めている。現在は常勤教員のみ目標シート(添付資料 6-3)の内容をもとに、学長との面談等を行うことで対応を行ないつつ、他大学の教員評価なども参考にするための調査も行なっている。

教員採用は、事前に本学のカリキュラム(添付資料 4-2)のなかで担当できる授業科目のシラバスを提出してもらい、模擬授業を行ってもらい、研究科長、その他 学長が指名する教員の合計3名が評価シート(添付資料 6-4)の内容に基づいて審査を行っている。

<根拠資料>

- ・添付資料 4-2：事業構想大学院大学「2023 年度授業科目一覧」
- ・添付資料 6-2：事業構想大学院大学 教員評価制度規定
- ・添付資料 6-3：常勤教員目標設定シート(2023 年度)
- ・添付資料 6-4：事業構想大学院大学「模擬授業審査シート」

6.1.4 ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1： ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施

評価の視点2： 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

評価の視点3： 指導補助者に対する研修の実施

FDについては、教育内容及び教員の資質向上とカリキュラムを連関させ、組織的な改善を図ることを目的として2020(令和2)年より取り組んでいる内容は踏襲しつつ、2023(令和5)年度からは、実務家教員の構成割合が高い本学の特徴を考慮し、実務教育研究科を有する姉妹校である社会構想大学院大学(添付資料 6-5)と連携しながら内容や講師の手配等を行ない、年間4回行っている。また、教員の教育活動、研究活動や社会活動の推進を図り、その結果の活用を促す、各教員の交流や学び合いの機会として、FD内でグループワークも取り入れている。

FD研修会には兼任教員を含む全教員を対象として実施している。専任教員は、ほぼ全員が出席し、やむを得ない事情で欠席した場合は、後日に動画視聴、資料の共有によってフ

フォローアップしている。今年度の FD 研究会の内容は以下の通り（添付資料 6-6）。

第 1 回 FD 研修会（4 月 30 日（土）10:30～12:00）

テーマ：

- ・専門職大学院の位置づけ、期待される授業・教員の役割
- ・教員としての振る舞いについての具体的な注意点
- ・昨今のハラスメント・コンプライアンス違反の事例

第 2 回 FD 研修会（8 月 20 日（土）10:30～12:00）

テーマ：事業構想について

第 3 回 FD 研修会（9 月 10 日（土）10:30～12:00）

テーマ：シラバスと授業設計

第 4 回 FD 研修会（2 月 18 日（土）10:30～12:00）

テーマ：今年度の振り返り、「事業構想の教育」に関するディスカッション

また、新任教員に対しては、オリエンテーションを兼ねた「新任教員向けの FD 研修会」を毎年 3 月に実施して、新任教員全員の参加を得ている（録画での視聴参加を含む）。

ハラスメントに関しては、日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]動画」を活用して、全教員を対象に受講するようにしている。

<根拠資料>

- ・添付資料 6-5：社会構想大学院大学 実務教育研究科パンフレット
- ・添付資料 6-6：2023 年度第 1 回～第 4 回_FD 研修実施要領（実施要領、配布資料抜粋、出欠状況）

6.1.5 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行う組織は「専任教員α会議」（3.1.2 も参照）で適宜行なっているが明確ではない。教員組織の適切性について定期的に点検・評価し、結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行う組織を組成する必要がある。

特に、2021（令和 3）年度経営系認証評価で、研究科としての点検・評価を受けた際には、本学の教員組織について、「学術的・実践的に高い業績と経験を有する専任教員を配置することを方針とし、これに沿った教員組織を編制しているため、教員の採用・昇格にあ

たって求める研究能力等の具体的な要件・基準を明文化することが課題」と指摘されている（添付資料 4-3, p19）が、その改善には至っていない。

<根拠資料>

- ・添付資料 4-3：2021 年度 事業構想大学院大学事業構想研究科事業構想専攻に対する認証評価結果」

6.2 長所・特色

既存の理論で示される普遍性・法則性・概念性を超える「事業構想学」の検討を更に進めていくためには、事業の多様性に挑戦することのできる専任教員のより一層の拡充が課題である。また、そういった挑戦をより適切に評価するには、従来型評価システムとは異なる教員評価システムを構築することが重要であり、独自に検討を進めている。

6.3 問題点

教員組織の構成比や、全国 5 拠点の各校舎の専任教員の数にバラツキがある。今後は、各校舎の在学人数に対して専任教員の数がある程度平均的になるように、調整・採用をしていく必要がある。

また、採用・昇格にあたって「求める教員像」「教員組織の編成方針」は示されているものの、専任教員に必要な研究能力を具体的に示す基準・要件は定められていないため、今後改善していく。

6.4. 全体のまとめ

2022（令和 4）年度の仙台校設立を機に、大学の発展計画とそれに基づいた人員配置計画の見える化が行われつつある。今後はより一層、大学の発展計画と人員配置計画の教員組織との共有を図る必要がある。上記の課題を克服するためには、社会が期待する事業の構想とその実現に資することであり、そのための人材、方法論、考え方を社会に提供し続け、人的資源と知的資源のダイナミックな増殖と連鎖を駆動する実績を積み重ねる必要がある。その体制の整備に引き続き取り組んでいく。

また、従来型教員評価システムとは異なる評価システムの構築をするためには、学術アジェンダの更なる検討と公開が必要である。

第7章 学生支援

7.1 現状説明

7.1.1 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

学生支援の方針は、2023年3月11日開催「2022年度第12回教授会」において、「事業構想大学院大学運営方針」が学長から示され、そのなかで、「学生支援に関する方針」について「修学支援」「生活支援」「進路支援」について、下記のとおり、方針が示された(添付資料 2-13)。

学生支援に関する方針

(修学支援)

1. 修学支援に関する全学的な相談体制を整備し、教職員が相互に連携して相談・指導に取り組む。
2. 院生が多忙のなかでも意欲的に修学することができるよう、特に ICT を活用した設備環境の整備に努める。
3. 成績不振、留年者、休学者、退学希望者の状況把握を行い、院生それぞれの事情及び特性に応じた早期の指導、相談及び助言を行う。

(生活支援)

1. 院生が安全で快適な生活を送ることができるよう、校内環境を整える。
2. 障害のある院生が支障なく修学することができるよう、組織的に支援する。
3. 各種ハラスメントに関する相談体制を整備し、問題解決に向けて規程・ガイドラインに基づいた適切な措置を行う。

(進路支援)

1. 院生が自らのキャリアパスに応じた主体的な学びを展開し、必要な知識・技能を身につけることができるよう、適切な相談・指導に取り組む。
2. 修了後においても自らの資質を絶えず向上させ、必要な能力の涵養に資するよう、継続的に学びと省察の機会を提供する。

「事業構想大学院大学運営方針」(2023年3月11日)より抜粋

なお、本学の学生は、ほぼ全員が社会人で、仕事を続けながら修学している。そのため、各校舎の事務局が窓口となり、学生が有意義で充実した学生生活を送ることができるように業務を行っているほか、ハイフレックス (Hybrid-Flexible) 型授業の導入、全国5校舎

あることで出張や転勤でも他校舎で受講継続ができるなど、「仕事と両立して修学できる」環境を整えてきた。ただし、本学は通信制ではなく、通学制の大学院であることは変わりなく、一定程度のリアル参加も推奨している。これらの方針やサポートの詳細は、募集要項（添付資料 2-7, p6）や院生便覧（添付資料 2-8）でも説明されており、本学の募集説明会や入学時ガイダンスでもその方針を説明している。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-13：事業構想大学院大学運営方針
（2023年3月11日開催「2022年度第12回教授会」資料2）
- ・添付資料 2-7：事業構想大学院大学 2024年度募集要項（p6）
- ・添付資料 2-8：事業構想大学院大学 2023年度院生便覧

7.1.2 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1： 学生支援体制の適切な整備

評価の視点2： 学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3： 学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

評価の視点4： 学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設

定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5: 学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

評価の視点6: その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

<学生支援体制の適切な整備>

本学では、学生が大学、教員、職員、学生同士でのコミュニケーションしやすい環境と環境づくりに努めていることで、学生支援体制の適切な整備をはかっている。

本学は学生が少人数のため、教員と事務局職員は、学生の名前やバックグラウンドをおおよそ把握しており、修学支援をできる限り個別に細かく対面とオンラインを併用して、適切におこなっていけるように努めている。特に1年次生には前期・後期の授業の終わり頃に個別面談を、対面とオンラインを併用して全員に行っており、2年次生はゼミ担当教員が学生の状況を把握していることから、学生に問題がある場合は事務局と教員で情報を共有し、必要がある際には複数のスタッフで相談に乗ったり、企業派遣の場合には派遣元企業の責任者を訪問するなどして対応している。

校舎の開館時間は、授業実施期間については、東京校は平日10:00~22:00、土曜10:00~19:00、名古屋校、大阪校、福岡校、仙台校は平日13:00~22:00、土曜10:00~19:00である。授業実施期間外は、平日10:00~19:00、土曜10:00~19:00としている。2021(令和3)年度からは授業のない平日(土曜日除く)も21:00まで開館している。

事務局も各校舎開館時間中は職員が常駐しており、気軽に学生支援のための相談ができる環境を整えている。教員ともメールやMicrosoft Teamsのチャット等でアポイントを取って、日中や授業時間前に面談をすることができる。また教員室も常にオープンにされており、教員の在室時や授業前後に気軽に会うことができる。多くの教員は、学生が来校するタイミングである授業前などの時間には学生に声かけなどをするといったことを自然におこなっており、日頃からコミュニケーションしやすい関係づくりにも努めている。

主にオンラインで授業に参加をしている遠方在住、海外在住の学生については、リアル(対面)とオンラインの双方で受講できる、ハイフレックス(Hybrid-Flexible)型授業を実施している。リアル(対面)とオンラインの受講は都度、自由に選択できる。特に、海外在住の学生のを受入れ校舎となっている福岡校においては、文部科学省の補助金も活用して、スタジオ仕様の最新の機器を備えた教室となっている。3台の大型モニター、4台のカメラ、20台の学生用個人用発言マイク、バウンダリーマイクなどを備え、TA(ティーチングアシスタント)がオンラインの学生にも臨場感のある映像と音声を送信している。また、教室では常時オンライン参加の学生の映像が大型専用モニターに映し出され、担当教員もオンラインの学生を意識しながら授業が進められるようになっている(図7-1)。

図 7-1 ハイフレックス (Hybrid-Flexible) 型授業



また、授業外においても随時アポをとりオンライン会議で個別相談を実施することで学生支援の適切な実施をおこなっている。

大学や教員からの修学支援に関わる通知は、学生全員に付与しているメールアドレスに送信している。また、学生から教員や事務局に連絡したい場合にも、メールで直接連絡ができるようにしており、活発に活用されている。授業科目別にも Microsoft Teams でのクラスルーム(クラウド上で授業のお知らせや配布資料共有、レポートの提出などができるシステム)を設定し、教員や受講者間での情報共有の拡充を実施している。

<学生の修学に関する適切な支援の実施>

学生の能力に応じた補習・補充教育などの支援の必要性については、まず授業内で教員が学生の状況を把握し、適宜フォローを行っているほか、1年次生は前期と後期の授業の後半に、全ての学生に対し、各校舎の専任教員が個別面談を行っており、適宜アドバイスも行っている。

また、4-1-4 で記載したように、2023 (令和 5) 年度は 2 年次ゼミ担当教員への学生への教育に関するアンケートと、その結果をもとにした 2 年次ゼミ担当教員連絡会議を行った (添付資料 4-5)。そのなかで、事業構想計画書をまとめるために学生に不足している知識として、研究倫理への理解や、フィールド・リサーチや計画書執筆の作法、経営学分野や経営に必要な基礎知識の不足などが挙げられたため、2024 (令和 6) 年度より、2 年次向けに別途ガイダンスや補習講義の提供を行うこととなった (添付資料 4-6)。

正課外教育の修学支援状況としては、開館時間中であれば、図書室やサロン自習室を自由に利用できる。また、正規の授業時間以外にも学生がグループワークの打合せや自主勉強会などで校舎を利用することがある場合、時間外であっても可能な限り柔軟に対応するようにしている。

オンライン教育に関する配慮に関しては、本学では会議システムとして Teams および Zoom を活用し、対面との同時開催であるハイフレックス (Hybrid-Flexible) 型の授業を実施している。メリットとして「出張での移動中でもリアルタイムで授業に参加することができる」、「残業で授業に間に合わない場合でも、校舎への移動中にオンラインで授業に参加しているため、教室に着いてからも授業のスピードについていくことができる」など

が挙げられている。一方デメリットとしては、「グループディスカッションでは、対面の方が熱量が伝わりやすい」、「グループディスカッションでは、同時に複数名の話が聞き取りにくい」、「グループディスカッションでは、相手の表情が読み取りにくい」など、グループディスカッションに関連する内容が大半である。

遅刻・欠席などの修学に関わる支援については、欠席者への支援を行っている。学生が仕事の都合等で授業に出席できない場合、オンライン上で、授業の動画をストリーミングで視聴することができる設備とシステムを構築している。教室に設置している撮影設備により、教室のカメラ映像と投影資料を収録し、Teams のドライブに翌日までにアップしている。学生は翌日から次の授業(1回の授業で2コマ連続開講のため、原則として2週間後)までにストリーミング視聴することができる。配布資料も前述の授業科目別に設定されたクラスルーム上で共有されている。授業の動画は、履修期間中いつでも視聴可能であり、復習等にも活用されている。

留学生についてはこれまで出願した実績はないが、日本企業に勤務する外国籍の学生の入学実績がこれまで2名ある。

障がいのある学生による出願の希望に対しては、事前に相談に応じ、大学として可能な限りの体制をとって支援しているほか、入学後の設備面の支援も対応している。

成績不振の学生の状況把握と指導に関しては、とくに顕著である場合、授業担当教員が担当校舎の専任教員などに情報を共有し、本人からの事情の聞き取りや適切な対応に関する検討もおこなうようにしている。留年者及び休学者の状況把握と対応に関しては、成績不振学生同様に対応すると同時に、1年次面談、2年次面談などの機会を利用して状況の発見に努めている。詳しい状況の把握に関しては、その後事務局や専任教員を中心に聞き取りを行うなどするようにしている。退学希望者の状況把握と対応についても、成績不振、留年、休学と同様である。学生に寄り添う形で話を聞き、一緒に学生にとって最良の対応を考える。

奨学金等の経済的支援の整備については、本学の在学学生は、自ら学費を支弁するか、所属する企業に負担してもらい形で学費を支弁している。現状は約7割の学生が自費で、約3割が企業派遣と、近年企業派遣者が増えている。その背景として、2022(令和4)年度に新設された厚生労働省・人材開発支援助成金「人への投資促進コース」があり、この制度を活用すると2年間の授業料のうち最大300万円が助成される(企業負担は実質30万円)ため、この制度を活用した企業派遣入学者が増えたこともある。なお、2023(令和5)年度入学者のうち、23名が本制度を利用している。

その他給付金制度としては、雇用保険加入者を対象としたキャリア形成支援のための給付制度である教育訓練給付金のほか、借入制度として、国の教育ローン、本学提携教育ローンの利用を案内している。また本学独自の支援制度として、教育ローン利用者全員を対象に、在学期間中の金利を大学で全額負担する制度がある。学費納付は、原則として3月末までに翌年度分を前納することになっている。そのため、賞与等の支給時期に合わせて学費を払いたいという学生は、本制度を有効に活用している。地方自治体の学費支援制度を利用している学生もおり、出願希望者からの問い合わせがあった際には、自治体への照会を含め、利用にむけた情報提供、アドバイス等を行っている。

このような修学支援制度の案内は、院生募集要項(添付資料2-8, p14~17)や本学のホー

ムページの「奨学金・教育ローン」のページ（参照資料 7-12）に記載している。

<学生の生活に関わる適切な支援の実施状況>

学生の相談に応じる体制の整備として、1年次の学生には、前期授業終了時期の7-8月、後期授業終了時期の1-2月に授業前後の時間を使い、教員と事務局による個別面談を実施している。本学の院生委員会が、共通の質問項目をまとめたシートを制作し、仕事との両立の状況確認や悩みの把握をすることを目的におこなっている。大学への要望など専任教員を中心に聞き取りをおこなうことで、学生の生活に関わる適切な支援体制のさらなる整備を検討するための情報収集もおこなっている。

ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための整備については、学校法人先端教育機構として「ハラスメント防止に関する規程」（添付資料 7-1）を定めている。本規程では、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントを定義し、学生、教職員がその被害にあわないよう、また加害者とならないよう、ハラスメント防止の啓発につとめている。相談窓口も設けており、学生の相談窓口は事務局となっている。教職員等の相談窓口は人事部となっている。相談があった場合は、事案に応じて常任理事を委員長とする調査委員会を設置し、事実確認及び救済等の必要な措置をとる。相談窓口の利用方法等に関して、学生に対しては、院生便覧（添付資料 2-8, p44）に掲載している。

また、研究倫理・研究不正防止にかかわる対応としては、「教育・研究倫理規定」（添付資料 7-2）と「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」（添付資料 7-3）で、教育活動および学術研究の信頼性と公正性が確保されることを目的として、本学研究者等が遵守すべき事項を定めている。

ただし、本学における事業構想研究のプロセスでフィールド・リサーチを推奨しているにもかかわらず、「人を対象とする研究倫理」に関する標準的な手続きが整備されていないことが課題となっていた。そのため、2023（令和 5）年度にその導入に向けて検討を重ね、本学独自の「倫理審査委員会規程」（添付資料 7-4）を定めた。また倫理審査のフローについては、本学では学会や論文としての学術発表を行う学生は少ないことから「研究遂行前に倫理審査を受ける必要性」については、同研究の成果が専ら学内および限られた範囲内でのみ発表されると認められるものは学生が主たる演習指導教員による指導のもと「倫理審査チェックリスト」を提出することで代替するものとし、2年次ゼミ指導教員には「倫理審査チェックリスト」の作成指導に関するお願い（添付資料 7-5）を作成しFDでも周知を行ったほか（添付資料 6-6）、学生向けには「倫理審査チェックリスト」作成ガイドライン（添付資料 7-6）を作成して案内し、チェックリスト回収の手続きを行った。2024（令和 6）年度は研究教員と、少人数ではあるが、本学での研究内容を学会等で発表したいという学生もいるため、今後、本学に所属する研究者等の研究倫理については、倫理審査委員会によって審査を行っていく（添付資料 7-7）。

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮については、事務局や教員が把握し次第、本人のプライバシーを配慮するかたちで、関係する教員に情報共有している。

人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）については、後述する学生の正課外活動「青楠祭」などを実施している。あわせて社会人大学学生の発想から生

まれるさまざまな交流や、人間関係や構築につながるような機会に関しては、情報共有後内容を検討したうえで、積極的に支援をする準備は常にできている。

<キャリア教育支援の実施>

学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備については、学生は、全員が社会人であり、入学時点ですでに企業経営者または会社員等である。そのため、進路支援は特段必要ない。その代わりに、学生の事業構想を後押しできるような人的ネットワークの構築の機会や、修了後も気軽に大学院に来校できるような仕組みを作っている。

進路選択に関わる支援やガイダンスの実施についても、本学学生は本業のある社会人大学院生が多くを占めるため特に実施をしていない。進路情報の共有のしかけとして、在学生や修了生の成果等は、事業構想大学院大学出版部と連携し「月刊事業構想」で取り上げて情報提供をしている。また本学のアルムナイ組織である「青楠会」との交流や、毎週水曜日に各方面の第一人者を招聘して年間約40回開催している「事業構想事例研究(事業構想スピーチ)」は修了生も参加することができる。また、修了生が登壇する回もあり、そのような在学生や修了生の活躍の情報は、お互いの刺激になっているようである。

<学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援>

学生の自主的な活動としては、年に一度の9月に開催される学園祭としての「青楠祭」は現役学生を中心とする運営委員会により記念講演や多彩なイベントが実施されている。修了生と現役学生の交流を深める機会ともなっており、継続的な学びと人的ネットワークの構築に寄与している。青楠祭は、2019(平成31・令和元)年度までは、東京校単独での開催であったが、大阪校・福岡校、名古屋校、仙台校の校舎開設に伴い、全校舎交流も含め行われるようになり、2023(令和5)年は仙台校・東京校・名古屋校・大阪校・福岡校の全校舎を対象として開催した。各校舎別の自主企画や5校舎交流メンバーによるスゴロクなどの企画が実行された(添付資料7-8)。企画や準備を通じ5校舎間の学生交流が盛んになり、大学院としての一体感が醸成される場として、大きな成果を上げることができた。また、近年は、青楠祭でのアルムナイ組織「青楠会」との連携企画も行われている。青楠会は初めての修了生が出た2014(平成26)年度に発足し、継続して活動が続けてきたほか、自主勉強会、修了年次やゼミ単位での勉強会や交流会なども活発に行われている。

本学の附置研究所である「事業構想研究所」が運営する「プロジェクト研究」も、正課外活動支援の「場」と「機会」を提供している。例えば、「ネクスト地域イノベーター養成プログラム」では、フィールド・ワークをつうじてと地域の人びととの関係の作りや人的ネットワーク構築の機会を充実させている。フィールド・ワークといった調査方法の実践、学生の受講生へのグループワークをつうじた多種多様な人びととの対話を通じた構想を考える実践的な活動の場と機会となっている(添付資料7-8, 7-9)。

<その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施>

学生の状況や要望の把握は、上述してきたように、教員や職員との日頃の密なコミュニケーションがベースとなっている。併せて、1年次2年次面談やアンケートによって、要

望を把握する努力をしている。これらの要望を慎重に吟味し、適切に支援と実施するための体制は院生委員会を中心に議論されており、そこからの提案を踏まえ教授会(代議員会)で審議し、適切な学生支援の実施を行う体制となっている。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-8：2023 年度 事業構想大学院大学「院生便覧」
- ・添付資料 4-5：2023 年度 2 年次ゼミ担当教員連絡会議まとめ
- ・添付資料 4-6：2024 年度事業構想計画書指導方針
- ・添付資料 6-6：事業構想大学院大学「FD 研修内容」
- ・添付資料 7-1：学校法人先端教育機構 ハラスメント防止に関する規程
- ・添付資料 7-2：事業構想大学院大学 教育・研究倫理規程
- ・添付資料 7-3：事業構想大学院大学 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
- ・添付資料 7-4：事業構想大学院大学 調査対象者又は実験対象者を扱う研究の倫理規程
- ・添付資料 7-5：「倫理審査チェックリスト」の作成指導に関するお願い
(2023 年 10 月 14 日開催「2023 年度第 3 回代議員会」資料 3-1)
- ・添付資料 7-6：「倫理審査チェックリスト」作成ガイドライン
(2023 年 10 月 14 日開催「2023 年度第 3 回代議員会」資料 3-1)
- ・添付資料 7-7：事業構想大学院大学 倫理審査委員会規程
- ・添付資料 7-8：2023 年度青楠祭の開催内容
(2023 年 8 月 19 日開催「2023 年度第 3 回教授会」資料 7)
- ・添付資料 7-9：「ネクスト地域イノベーター養成プログラム」について
(2024 年 2 月 24 日開催、専任教員研究会での田中利和准教授発表資料)
- ・参照資料 7-12：事業構想大学院大学ホームページ「奨学金・教育ローン」
(<https://www.mpd.ac.jp/admissions/scholarship/>)

7.1.3 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価>

学生支援の適切性についての定期的な点検・評価については、院生委員会が対応している。そのための適切な根拠(資料、情報)収集については、1 年次生に実施する 2 回の個別面談(添付資料 7-10)や 1 年次・2 年次生への匿名のアンケート調査がある。院生委員会が検討した共通質問シート(添付資料 4-11)を用いて、全校舎で毎年度院生面談と匿名アンケートを行っており、その結果を用いて、定期的に点検・評価・改善の検討を行っている。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

ただし、4.1.7にも記述したように、院生アンケートの回収率向上については課題があった。2022（令和4）年度は回収率向上のために、1年次・2年次演習担当教員を通じ回答を呼びかけたが、授業評価アンケートの時期と重なり、依然回答率の低さが課題であった。2023（令和5）年度は、その改善にむけて、個別面談とアンケートで集めるべき情報の区別、100%アンケート回収可能な時期や方法について検討し、1年次生、2年次生が全員集まるタイミング（1年次生は3月の1年次発表会、2年次生は修了式の直前から修了式当日まで）で回答を呼びかけることとし、2023（令和5）年度から適用を行うことになった（添付資料7-11）。

また、修了要件として必須である事業構想計画書について、審査基準が定量化されておらず、学生にも審査基準が示されていなかったため、教員・学生共に合否基準がわかりにくいという課題があった。そのため、2021（令和3）年度の最終審査会より、審査の基準をディプロマ・ポリシーに照らし合わせ明確化すると共に、定量的評価に基づき、合否を審査できる評価フォーマットに刷新し、毎年の課題を踏まえ、学生目線で改善を重ねている（添付資料4-14）。

アルムナイ組織である青楠会は1期生修了時から会員数を増やしてきているものの、地域校舎の加入率が低いことが課題となっており、まずは各校舎のアルムナイ組織をしっかり構築することから各校舎で取組み始めている。また、これまで大学院と青楠会の関係性としては、修了生の自主的な組織運営を後押しするというスタンスできたが、青楠会の活動の活発化を通じて、学生の事業構想を後押しできるような人的ネットワーク構築や継続的な学生募集への波及などが期待されることから、2022年度より院生委員会を中心に青楠会との連携活動に関する意見交換を始めた。2023年度は学長と青楠会との意見交換も経て（添付資料7-12）、2024年度より大学院との連動性意識した組織運営体制の構築を図っていく予定である。

<根拠資料>

<根拠資料>

- ・添付資料4-11：院生面談・アンケート・修了生アンケート項目整理表（2023年度）
- ・添付資料4-13：最終審査会実施要領・評価シート（個票・主査記入用）
- ・添付資料7-10：1年次院生面談 実施報告（2023年度夏季、後期）
- ・添付資料7-11：2023年度第7回院生委員会 議事録
- ・添付資料7-12：青楠会と学長の意見交換会 議事録（2023年12月23日開催）

6.2 長所・特色

長所として、教員事務局員による学生との密なコミュニケーションをはじめ、多忙な社会人大学院生の状況に柔軟に対応できる、ハイフレックス（Hybrid-Flexible）型の授業環境、個別面談や匿名アンケートによる自己点検システムの構築と改善が挙げられる。

6.3 問題点

学生への匿名アンケートの回収率には課題があったが、2023（令和5）年度より、回答しやすい設問内容かつ全員が集まる環境で回答を促す取組みを始める。

アルumni組織である青楠会は1期生修了時から会員数を増やしてきているものの、地域校舎の加入率が低いことが課題となっており、まずは各校舎のアルumni組織をしっかりと構築することから各校舎で取り組み始めている。また、青楠会の活動の活発化を通じて、学生の事業構想を後押しできるような人的ネットワーク構築や継続的な学生募集への波及などが期待されることから、2024（令和6）年度より大学院との連動性を意識した組織運営体制の構築を図っていく予定で、青楠会との議論を始めている。

6.4. 全体のまとめ

全体として、学生支援の体制は大きな問題もなく良好であり、学位課程において概ね適切な支援体制が整備されているといえる。一方で、修了生の自主的な活動への具体的な支援体制や大学院運営との連動性、ハラスメント予防や再発防止につながるガバナンス体制強化へ、残る課題を洗い出し、引き続き改善・向上に取り組んでいく。

第8章 教育研究等環境

8.1 現状説明

8.1.1 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

<教育研究等環境に関する方針>

教育研究等環境に関する方針は、2023年3月11日開催「2022年度第12回教授会」において、「事業構想大学院大学運営方針」が学長から示され、そのなかで、下記のとおり、方針が示された(添付資料2-13)。

教育研究等環境の整備に関する方針

1. 快適かつ機能的な施設・設備の整備を行うとともに、安全・衛生のための適切な管理を行う。
2. 教員の研究活動に必要な研究費の支給を行うとともに、公的研究費や外部資金獲得支援を行う。また、研究倫理や不正防止に関する諸規程を整備し、FD研修会等を通して研究倫理規範への高い意識を涵養する。
3. 各校舎間の連携、双方向型オンライン授業・ハイフレックス授業の効果的な実施をはじめとした教育研究機能向上のため、ICT環境の積極的な改善を図り、社会人院生が無理なく就学と就業を両立できる環境の充実に取り組む。
4. 図書館には各専門職大学院の特色を生かした蔵書資料を収集する。また、法人が設置する大学をはじめとした他の教育研究機関との相互協力・交流を推進し、互いに学術情報流通拠点として利用できるよう体制を整備する。

「事業構想大学院大学運営方針」(2023年3月11日)より抜粋

本学の目的については学則第1条に、施設及び設備については学則第43条に定められている(添付資料1-5)。

<根拠資料>

- ・添付資料1-5：事業構想大学院大学「学則」

8.1.2 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

COVID-19 をきっかけに、ハイフレックス（Hybrid-Flexible）型の授業を標準としており、オンライン・対面の双方で同一の学習環境を提供している。ハイフレックス形式のプラットフォームとしては Microsoft Teams を利用しているが、教員・学生の双方に Microsoft アカウントを付与し、学内外のいずれからも、教育・研究内容にシームレスにできる環境を提供している。ハイフレックス型授業の導入により校舎をまたいで科目を受講できるようになった。また本学では、すべての校舎で同一の無線 LAN 環境を提供しており、在籍と異なる校舎からも容易に本学の LAN に接続できる（添付資料 2-8）。これらの結果、出張等にあわせて他校舎を訪問する学生が増えており、校舎をまたいだ教員・学生間の交流に寄与している。情報セキュリティについては規程を設け、学生・教員ともにガイダンス時に周知徹底をはかっている（添付資料 2-9）。

校舎は 2018（平成 30）年度に、東京校、大阪校、福岡校の 3 校舎になり、2019（平成 31・令和元）年度からは、東京校、名古屋校、大阪校、福岡校、2022（令和 4）年度からは東京校、仙台校、名古屋校、大阪校、福岡校、の 5 校舎体制となっている。東京の本校舎は、表参道駅徒歩 1 分の交通アクセス至便な南青山にある。大阪校は大阪駅・梅田駅直結のグランフロント大阪、名古屋校は名古屋駅直結の JR ゲートタワーにある。また、仙台校は 2022 年度春に仙台駅直結の JR 仙台イーストゲートビルに開校し、福岡校は 2023 年春に博多駅直結の JRJP 博多ビルに移転した。すべての校舎は主要駅の至近に位置し、社会人である学生の通学の負担を軽減するべく、交通アクセス至便であることを意識した立地となっている（参照資料 8-2）。

すべての校舎には複数の教室があり、学生の収容定員と開講授業数に、適正な規模が確保されている（参照資料：大学基礎データ）。教室に備えられた教卓や机、椅子などは可動式であり、受講人数や授業のスタイルに合わせて、自由に教室のレイアウトを行うことができる。教室のほかには、各校舎に事務室、図書スペース、サロン、自習スペースを備えている。サロンは授業時間外には教員と学生の交流、学生同士の交流、学生の飲食や休憩の場として用いられているほか、授業時間中にはグループワークスペースとしても活用されている。自習スペースは自習や図書・資料の閲覧に用いられるほか、他校舎の授業をオンラインで聴講する際にも利用されている。

認証評価ではスペースの問題が指摘されたが、福岡校は 2022（令和 4）年春に校舎移転を、大阪校は 2024 年 1 月に同じビル内で拡大移転を行っており、スペースの拡充は対応済みである。

情報倫理については、今年度、大学として SNS の利用に関する方針を定め、教員便覧にも「SNS による情報の取扱い」に関する注意事項を明記した（添付資料 8-1 p5）。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-9：学校法人先端教育機構「情報セキュリティ関連規程」
- ・添付資料 8-1：2023 年度 事業構想大学院大学「教員便覧」
- ・参照資料 8-4：事業構想大学院大学ホームページ「アクセス」
(<https://www.mpd.ac.jp/access/>)
- ・参照資料：大学基礎データ

8.1.3 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

各校舎に図書室または図書スペースを備えている。経営系専門職大学院として整備すべき文献・資料をそろえているほか、事業構想に取り組む基本となるためのリベラルアーツを重要視することから、蔵書の寄付も積極的に受け入れ、アート、科学、歴史、政治、医療、哲学など、幅広い蔵書をそろえている。蔵書数は 5 校舎で約 2 万冊となっている。

学術情報資料に関しては、学術雑誌については「JSTOR」、企業情報や業界動向については「日経 ValueSearch」が利用可能である。いずれのデータベースにも学内 LAN からアクセスできるようになっており、教員や学生が各自の端末から利用することができる。また、学内 PC からのみではあるが、政府・省庁の政策立案過程の資料や、予算・法律策定の検討資料など、入手困難な資料の閲覧が可能な「政策リサーチ」を利用することができる（添付資料 2-8, p17）。

図書室の開館時間は以下の校舎の開館時間と同じである。授業実施日以外についても、社会人である学生が十分に利用できるよう、土曜日や夜間の開館を保証している。

<東京>

月～金曜日：10:00～22:00（授業実施日以外 10:00～21:00）

土曜日 : 10:00~19:00 ※授業実施日以外も開館時間は変わらない。

日曜日、祝日 : 休館

<名古屋、大阪、福岡、仙台>

月~金曜日 : 13:00~22:00 (授業実施日以外 13:00~21:00)

土曜日 : 10:00~19:00 ※授業実施日以外も開館時間は変わらない。

日曜日、祝日 : 休館

東京校には独立したスペースとして図書室が整備されており、室内に閲覧スペースが確保されている。名古屋、大阪、福岡、仙台の各校舎については、図書スペースと連続して自習・閲覧スペースが確保されている。

図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置は行われていない。これに対応するべく、2023(令和5)年度は教育研究委員会の中に図書館のあり方について検討する担当者を設置し、図書館や学術情報サービスのより良い提供に向けた検討を始めた(添付資料8-2)。現在までに、校舎ごとの図書の利用状況の確認、電子書籍の導入に向けた教員や事業者のヒアリング、図書の電子化に関する情報収集などを行った。これらを踏まえ、今後、図書館および学術情報サービスの提供に関する方針を再編する予定である。

<根拠資料>

・添付資料2-8:2023年度 事業構想大学院大学「院生便覧」

・添付資料8-2:電子書籍に関して

(2023年11月7日開催「専任教員α会議」資料)

8.1.4 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1: 研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制
- ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

大学としての研究に関する基本的な考え方は、教育・研究倫理規程第3条に定められている。また同規程第9条において、施設及び設備については定められている(添付資料7-2)。「講師料・謝金規程」により、教員個人の教育研究活動の支援のために、専任教員には年額30万円以内、および兼任教員のうち学長が認めた特任教授については年額20万円以内の研究費の支給が定められている(添付資料8-3)。

ティーチング・アシスタントによる教育研究活動の支援を確保するために、新たに「ティーチング・アシスタント規程」を制定した（添付資料 4-7）。ハイフレックス形式に伴うオンライン教育の実施については、事務局による支援体制が構築されており、教員便覧にもその旨、明示されている（添付資料 8-1 p20）。

専任教員に対しては外部資金の獲得が奨励されており、科研費等の研究資金を取り扱う事務体制が整備されている。しかしながら、外部資金獲得そのための支援は特に行われていない。研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等についても、これまでのところ特に体制の整備は行われてこなかった。本学では開学以来、教員数において兼任の実務家教員が占める割合が多く、専任の学術教員が少なかった。この特色のため、これまでこれらの部分についてはあまり問題とされてこなかったが、事業構想学の確立および各校舎の体制強化に向け、専任教員の増加を目指すという方向性を鑑みると、今後、体制の整備が必要となると考えられる。

<根拠資料>

- ・添付資料 4-7：事業構想大学院大学「ティーチング・アシスタント規程」
- ・添付資料 7-2：事業構想大学院大学「教育・研究倫理規」
- ・添付資料 8-1：2023 年度 事業構想大学院大学「教員便覧」
- ・添付資料 8-3：学校法人先端教育機構 講師料・謝金規程

8.1.5 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1： 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学ではこれまで「教育・研究倫理規程」（添付資料 7-2）、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」（添付資料 7-3）が定められていた。2023（令和 5）年度、教員および学生の研究倫理確立に向け、新たに倫理審査の体制を導入した。それに伴って、本学独自の「倫理審査規程」（添付資料 7-4）、「倫理審査ガイドライン」（添付資料 7-6）を作成し制定した。

倫理審査体制の目的や具体的な手続きについては、教員に対しては FD 研修会において、学生に対しては集中講義時に周知した。次年度以降も FD 研修会やガイダンスの機会を利用して、定期的に研究倫理教育を行っていく。

また今後、本学に所属する研究者等の研究倫理については「倫理審査委員会規程」（添付資料 7-7）に基づき、倫理審査委員会によって審査を行っていく。

<根拠資料>

- ・添付資料 7-2：事業構想大学院大学 教育・研究倫理規程

- ・添付資料 7-3：事業構想大学院大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
- ・添付資料 7-4：事業構想大学院大学調査対象者又は実験対象者を扱う研究の倫理規程
- ・添付資料 7-6：「倫理審査チェックリスト」作成ガイドライン
- ・添付資料 7-7：事業構想大学院大学 倫理審査委員会規程

8.1.6 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学には自己点検・評価委員会が設置され、教育研究活動について定期的に点検を行っている（添付資料 2-1）。また専任教員による専任教員会合が定期的に開催されており、日常的な教育研究等環境の改善について、情報共有が行われている。

FD 研修において教員相互のグループワークやグループディスカッションを定期的に行っているほか（添付資料 6-6）、2023（令和 5）年度には、2 年次生の演習を担当する教員の連絡会合（2 年次ゼミ担当教員連絡会議）が開催された（添付資料 4-5）。このような機会を通じて、教員各自がもつ課題認識や各自の工夫の共有が行われ、教育研究等環境の適切性についての点検を行っている。学生に対しては、定期的にアンケートを実施しているが、その際に、教育研究等環境の適切性についても評価を得ている（添付資料 4-12, 4-13）。

このように、点検・評価の機会は定期的に確保されているものの、その結果を反映して、予算や体制の整備を伴うような改善・向上が保証された形にはなっていない。今後、定期的な点検・評価を行いつつそれを経営に結びつける仕組みの構築が必要である。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-1：事業構想大学院大学 自己点検・評価委員会規程
- ・添付資料 4-5：2023 年度 2 年次ゼミ担当教員連絡会議まとめ
- ・添付資料 4-12：2023 年度院生面談・アンケート・修了生アンケート項目
- ・添付資料 4-13：院生アンケート集計結果報告書
- ・添付資料 6-6：事業構想大学院大学「FD 研修内容」

8.2 長所・特色

本学のカリキュラムの特色は、2 コマ連続・隔週開講のスタイルをとっている点である。これにより社会人である学生の学びやすさを保証している。同時に、教員も授業開発や自身の研究に十分な時間を確保することができる。

COVID-19 を機に導入したハイフレックス(Hybrid-Flexible)型授業の導入は、社会人としての日中の活動に加え、育児や介護など私生活においても忙しい学生も多く、感染症対策を超えて、社会人である本学の学生の学ぶ環境の向上につながった。その結果、授業

や発表会の出席率が向上している。加えて2022（令和4）年以降は、ハイフレックス形式を前提に、遠隔地から通学する学生の増加につながっている。

またハイフレックス型授業の浸透にともない、他校舎の授業をオンライン視聴する学生も増えていることから、特に自習スペースの確保が課題であった福岡校・大阪校については校舎移転を行い、より広い自習スペースを確保することができている。

専任教員研究会の開催、倫理審査委員会の制定と倫理審査体制の導入、FD研修における研究倫理に関するガイダンスなど、教育研究活動の充実や研究倫理に必要な措置の浸透に寄与する取組が進められている。今後も、院生アンケートや教員会合を通じて、教員・学生の意見を聴取しつつ、教育研究等環境の充実に向けて改善提案を進めていく。

8.3 問題点

5校舎体制となり学生数も増える中で、事業構想学の確立がより急務となっている。専任教員研究会の開催等、事業構想学の体系化に向けた取り組みは徐々に進められてきているが、本学としての教育研究に関する基本的なアジェンダが不明瞭のため、早急にその設定を行う必要がある。

本学は開学以来、兼任の実務家教員が教育の多くを担ってきたが、校舎数・学生数が増えるに伴い、各校舎に専任教員（多くは学術教員）の配置を増やしている。これにより学生の教育に関する基盤は充実してきたが、専任教員の研究環境・支援体制についてはいまだ十分ではない。今後、専任教員の研究環境・支援体制等を充実する方針や、研究実績を含めた適切な教員評価制度の検討に取り掛かる必要がある。

8.4 全体のまとめ

教育研究等環境の整備・拡充に向け、各種の取り組みを徐々に進めてきており、環境は向上しているといえる。

社会人対象の専門職大学院であることから、学修を継続しやすい環境の提供には特に留意しているが、コロナ禍以降、オンライン環境を活用した校舎間での交流など、本学の全国5校舎体制を反映したユニークな環境が構築されている。

一方で、教員および学生の研究環境にはいまだ課題も多い。今後、事業構想学の体系化を進めていくためにも、教員および学生の研究環境の一層の整備に、大学として取り組む必要がある。

第9章 社会連携・社会貢献

9.1 現状説明

9.1.1 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示
--

まず、開学時の「設置の趣旨等を記載した書類」（添付資料 1-1）には「事業構想研究科設置の目的と育成する人材」として、「市場の自由化、高度情報化など変容著しい現代社会において、社会の諸問題を分析し、社会性の高い企業経営の実現、時代のニーズに応える事業開発や起業などを担う優れた専門知識と高い実務能力に資する教育・研究を行う」と明示している。次に、研究科の使命として、『社会変動や人間行動への深い理解』を身につけ、『経営戦略や事業開発を立案、実行する能力』をもって、「市民社会への貢献、産業や地域の活性化」に結実させる人材を輩出すること」と明示している。

また、2016（平成 28）年 3 月に制定した事業構想大学院大学中長期計画においては、「教育」、「研究」と並ぶ 3 分野の一つとして、「社会的役割」を「教育・研究活動を通じて、既存事業の革新、さらには新産業の創出に寄与し、産業社会、地域社会の活性化を通じて、よりよい未来社会の実現に貢献する。」とした上で、具体的に、「すでに着手している公開講座、シンポジウムなどの地方展開、他大学・自治体との連携をさらに推進し、本学の社会的使命をより一層、広汎に発揮する。」と定めた。

そのことも受け、2016（平成 28）年 8 月には、事業構想大学院大学 学則第 1 条（添付資料 1-5）に、「産学連携ポリシー」として、「広い視野に立って精深な学識を授け、事業構想学の研究教授を通して創造的問題解決能力を有する高度な専門的職業人の育成」との目的に沿って、教育、研究の付加価値を高め、本学における知の成果を、「産業界と連携した研究活動を積極的に推進」し、「教育・研究活動から創出される知見を積極的に社会に還元することにより、社会の発展と産業界の活性化に貢献教育・研究活動から創出される知見を積極的に社会に還元することにより、社会の発展と産業界の活性化に貢献」し、「地域創成、地域活性化のため、積極的な役割を果たす」ことを明示した。

本ポリシーに基づき、事業構想研究所及び事業構想大学院大学出版部において、以上の人材像の実現や、研究科の使命を拡張すべく、国、地方自治体、民間企業などと連携、共催、協力しながら、「社会性の高い企業経営の実現、時代のニーズに応える事業開発や起業など」に、積極的に取り組んできた。さらに 2021（令和 3）年 3 月 24 日制定された「事業構想大学院大学中期（令和 3～5 年）計画」（添付資料 1-10）を受け、附属の事業構想研究所で行ってきた 1 年間の教育プログラム（プロジェクト研究）の参加者の成果を底上げと高度化するための標準化や、有力企業限定で将来の経営者候補を対象とした 1 年間の特別プログラム「事業構想エグゼクティブ・プログラム（EPD）」が開始されるなど、教育研究の質の向上にも努めてきた。

さらに、2023 年 3 月 11 日開催「2022 年度第 12 回教授会」において、「事業構想大学院大学運営方針」が学長から示され、そのなかで、「社会連携・社会貢献に関する方針」につ

いて下記のとおり、方針が示された(添付資料 2-13)。

社会連携・社会貢献に関する方針

1. 産業界と連携した教育研究活動を積極的に推進する。
2. 教育・研究活動から創出される知見から積極的に社会に還元することにより、社会の発展と産業界の活性化に貢献する。
3. 学長のリーダーシップのもと、研究科、附置研究所、出版部、法人本部、法人が設置する大学、法人が出資する事業会社等と有機的に連携して産学連携を推進する。

「事業構想大学院大学運営方針」(2023年3月11日)より抜粋

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：事業構想大学院大学「設置の趣旨等を記載した書類」
- ・添付資料 1-5：事業構想大学院大学 学則
- ・添付資料 1-10：事業構想大学院大学中期（令和3～5年）計画
- ・添付資料 2-13：事業構想大学院大学運営方針
(2023年3月11日開催「2022年度第12回教授会」資料2)

9.1.2 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

社会連携・社会貢献の推進は特に、本学の附置機関である事業構想研究所（添付資料 9-1・3-1）及び事業構想大学院大学出版部（添付資料 3-1、参照資料 9-1）を通じ推進してきた。以下、2機関による、社会連携・社会貢献について、活動別に内容を示す。

<事業構想プロジェクト研究の推進>

事業構想研究所では、主に、「事業構想プロジェクト研究」という、平日の昼間の時間帯に、主に本学の各拠点の校舎を活用し、より幅広い層に「事業構想」に取り組んでもらうことを目的に、開学直後から実施している（添付資料 9-2）。

2020（令和2）年度からは、プロジェクト研究については、「履修証明プログラム」としての要件を備えたカリキュラムとなっている。また、プロジェクト研究の多くは、文部科学省の「職業実践力育成プログラム（BP）」にも認定されている。

事業構想プロジェクト研究の地方自治体や企業からのニーズは、年々高まっており、2015（平成 27）年度に年間 10 件に到達以降、COVID-19 感染防止策の中で、減少したものの、2021（令和 3）年度から増加傾向に転じ、増大している（表 9-1）。

また、事業構想プロジェクト研究は、年度を追うごとにカリキュラムの質もさらに向上しており、企業の社内人材育成システムの一環に組み込み、継続的に導入する企業も少なくない。

表 9-1 事業構想プロジェクト研究の年度別件数の推移

2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
1	6	11	11	12	16	19	18	21	32	49

<テーマ別プロジェクト研究活動への展開>

事業構想プロジェクト研究は、地方自治体からも、企業からも、年々要請が増えているが、他方で、特定のテーマに特化した、プロジェクト研究へのニーズも高まっている。

これは、時代の要請の高まっているテーマへのニーズが多く、例えば、SDGs、ブロックチェーン、地方創生、観光、エネルギー、ヘルスケア、IoT 等、イノベーションの契機となり、それに伴って、どのような切り口で事業を構想するか、を共同して研究しながら、事業構想を策定するプロジェクトである。

近年は、企業トップや役員候補者に、事業構想マインドと経営管理、意思決定の両方を学ぶ「エグゼクティブ向け」や、事業構想を推進する社員が孤立せず、全社で応援し、誰もが構想できる風土の醸成を目指す「事業構想支援部門向け」などの特定階層の社員や特定ミッションを有した社員向けのプロジェクト研究も実施している。

さらに、2023（令和 5）年度は、地域特化型のプロジェクト研究が急増した。

<国、地方自治体、地域経済団体、企業との連携などの活動>

国や自治体との連携では、本学に対し地域活性化や新事業開発などの相談・要請に基づき、地域のイベントを共催することや、事業構想プロジェクト研究を、地域を許定に活動することなどがある。さらに、それらの活動を前提に、広範な連携活動を見据えた「連携協定」を結ぶことも多い。

さまざまな大学、国、自治体、地域経済団体などとの連携事業に取り組んできた。それらを活動形態別、年度別にまとめた（表 9-2）。

近年は、前述したように、「地域特化型のプロジェクト研究」の件数が急増しており、並行して、「企業版ふるさと納税活用プロジェクト研究」によって、企業と地方自治体と本学との 3 者の連携による研究活動も活発である。

表 9-2 産官学連携実績

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
連携協定	2	0	3	1	1	2	1	2	5	9

<書籍・雑誌・広報誌の発行>

事業構想大学大学院出版部では、2012（平成24）年9月より発刊している定期刊行物である『月刊事業構想』は、全国の書店で発売する雑誌媒体とインターネットで購読できるオンライン版を発刊しており、一般のビジネスパーソンや自治体関係者などにも平易にわかりやすく事業構想に関するトピックスや最新情報をタイムリーに発信している（添付資料3-2, 参照資料9-4）。「月刊事業構想」の企画や執筆にも本学の教員が多く携わっており、教育・研究成果を発信する重要なメディアとなっている。

さらに、大学独自の広報誌『事業構想大学院大学-MPD』（参照資料9-5）や、本学のウェブを通じて、学内外の活動経過や活動成果を、社会に公表している。

教育研究の成果を基にした社会に対する活動は、前述の2つの刊行物に加え、本学教員の執筆も含む書籍などの出版も、情報発信を通じた社会連携・社会貢献である。今後も研究活動の成果を、広く社会に発信する書籍をシリーズ化し、継続的に発刊していきたい。

<シンポジウム・フォーラム・セミナー>

シンポジウム・フォーラム・セミナーについては、毎年度、多数開催している。その結果、企業の新規事業担当者、人事・研修・人材育成担当者、国や自治体の産業政策担当者への事業構想に関する理解が進んだ。さらに、新たな「事業構想プロジェクト研究」のテーマ企画や、各地域での「事業構想プロジェクト研究」の発足の契機となっている。

<根拠資料>

- ・添付資料3-1：先端教育機構パンフレット（法人パンフ）
- ・添付資料3-2：月刊事業構想メディアガイド（媒体資料）
- ・添付資料9-1：事業構想大学院大学 事業構想研究所規程
- ・添付資料9-2：事業構想大学院大学 事業構想研究所「プロジェクト研究一覧」（2013～2023年度）
- ・参照資料9-4：事業構想大学院大学ホームページ「事業構想大学院大学出版部」
(<https://www.mpd.ac.jp/publishing/>)
- ・参照資料9-5：事業構想大学院大学ホームページ「広報誌ダウンロード」
(https://www.sentankyo.ac.jp/pr_magazine.html)

9.1.3 **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

事業構想研究所及び事業構想大学院大学出版部においては、それぞれ、運営会議（添付資料9-1）にて、活動の企画、実施、報告、評価、改善を月1回定期的に行っている。

それらの会議における評価を踏まえ、プロジェクト研究の成果品質の向上や、企業における人材教育ニーズの変化に対応したプログラムの見直しをしている。その点検・評価の

中で、時代の先取りをしたテーマに特化したプロジェクト研究の企画も随時実施している。

また、事業構想プロジェクト研究ごとに、教員と職員との連携のための会議や、連携先の国、地方自治体、企業との開始時、中間時、修了時において、研究生（プロジェクト研究員）へのアンケート調査や派遣元事務局へのヒアリングなどを実施し、品質を維持している。また従来は、修了時の成果物である事業構想研究の審査は担当教員1名のみでの審査であったが、担当教員に加えて事業構想研究所 所長による書面審査も行って、修了審査の厳格化につとめている。

その上で、前項で述べたように、大学院専門職学位課程での成果を、事業構想研究所の各種プロジェクト研究において活用したり、事業構想大学院大学出版部の月刊雑誌や単行本で情報発信や提案をし、産学連携を推進し、連携先の産学官の各機関より、オリジナリティのあるものとして評価されてきたほか、2017（平成29）年度機関別認証評価でも「教育研究及び社会貢献の充実に寄与するもの」と一定の評価をいただいている（添付資料9-3, p3）。

事業構想プロジェクト研究をはじめとする、各種プロジェクト研究の成果は、上述の雑誌や書籍だけでなく、公開セミナー・シンポジウムで社会に広く還元し、大学院専門職学位課程への志願者やプロジェクト研究参加希望者へのリーチにも努めている。

こうしたシンポジウム・フォーラム・セミナーの開催は、より広く社会に本学の理念や事業活動の成果を還元していく契機となっており、今後も、より多くの協力者・参加者を得ていくための、効果的な手段・方法を模索する必要がある。

<根拠資料>

- ・添付資料9-1：事業構想大学院大学「事業構想研究所規程」
- ・添付資料9-3：機関別大学認証評価結果（2017年・大学基準協会）

9.2 長所・特色

本学の社会連携・社会貢献は、研究科における教育・研究活動を外から連携・支援する組織として、開学時より、事業構想研究所と事業構想大学院大学出版部が設置されている。

事業構想研究所は、受託事業の推進や産学官連携事業等に取り組んでいる。同事業の主たるものとして、「事業構想プロジェクト研究」がある。大学院専門職学位課程の2年間の学修成果を獲得するカリキュラムのエッセンスを、1年間に凝縮した履修証明プログラムをしての「事業構想プロジェクト研究」を、地方自治体や企業向けに提供しており、評価を得ている。

さらに、「事業構想プロジェクト研究」を進化させ、特定の研究テーマに特化して、もしくは、特定の地域に特化して、もしくは、特定の教育目的に特化して、研究生（プロジェクト研究員）を募集する「テーマ型プロジェクト研究」が増えている。

事業構想出版部は、各都道府県における政策テーマや特徴ある地域事業に関する知事インタビューや、各企業における新規の事業構想に関する取り組み事例等を掲載する『月刊事業構想』の企画・編集、発刊や、それに付随した事業構想に関する書籍の刊行等の出版事業を行っている。

事業構想研究所や事業構想大学院大学出版部のこれらの取組みは、教育研究及び社会貢

献の充実に寄与するもの、との評価を学外からも得ている。

さらに、事業構想研究所内の教授会を、2020（令和2）年から、「事業構想プロジェクト研究」を、一定数担当する教員へ構成員を拡げ組成した「研究所会議」を月1回開催し、「事業構想プロジェクト研究」の体系化や標準化、点検・評価の仕組み化などを検討している。

以上述べたように、社会連携・社会貢献の取り組みは、大学院専門職課程での教育成果や研究事例を蓄積し、これに基づき、地方自治体や企業と連携し、地方自治体や企業における事業構想人材の育成及び地域におけるイノベーションに寄与している。

9.3 問題点

開学以来、社会連携・社会貢献として、事業構想大学院大学、事業構想研究所、事業構想大学院大学出版部の3部門が、それぞれの機能及び役割のもと、積極的に、国、地方自治体、民間企業と、相互に連携し、活動領域を拡大させ続けているため、その担い手である教員及び職員が慢性的に不足している。

その担い手を増やすため、教員、職員の採用や育成を急速に進めているが、活動の成果品質への影響が、問題点として懸念されている。

それらの問題解決に向けて、研究所会議はもとより、「事業構想プロジェクト研究」ごとに、教員と職員との連携のための会議や、連携先の国、地方自治体、企業との開始時、中間時、終了時において、研究生（プロジェクト研究員）へのアンケート調査や派遣元事務局へのヒアリングなどを実施し、品質を維持している。

他方で、3部門でそれぞれ有する知の資源や、保有する組織との関係資源などの活用による、社会連携・社会貢献の可能性は残っている。しかし、それらの情報の共有不足により、企画段階にとどまり、実行に至らない企画や構想が少ないことも否めない。今後は、3部門の緊密な情報共有などにより、さらなる社会連携・社会貢献の推進を目指すべきである。

9.4. 全体のまとめ

社会連携・社会貢献は、主に本学の附置研究所である「事業構想研究所」と、「事業構想大学院大学出版部」にて企画・運営している。

特に、事業構想研究所で実施している事業構想プロジェクト研究は、開学以来取り組んでおり、地方自治体や企業からの要請は、年々高まっていて、特定のテーマや階層向けのプロジェクト研究も拡大している。

こうした社会連携・社会貢献の活動の拡大は、学外からも評価をいただいている一方で、それに対応した教員や職員の体制は十分とは言えない状況になりつつある。それらの採用や育成は、喫緊の問題点として認識しており、研究活動の標準化なども含めて、事業構想研究所における研究所会議で検討及び対策を講じつつあるところである。

第10章 大学運営・財務 (1)大学運営

10.1 現状説明

10.1.1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

大学の設置法人である学校法人先端教育機構において、2020（令和2）年3月に学校法人の中期計画を「学校法人先端教育機構第1期中期計画」（2020（令和2）年4月～2025（令和7）年3月）として策定し、その中で本学の中長期計画およびそれを達成するための運営方針が示され、「事業構想の全国的普及に向けて」、「博士後期課程の設置」、「教育研究」、「運営体制」の4項目にわたる計画を立てている（添付資料1-4）。こうした大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針については教授会やFDやSD等の機会を通じて本学構成員に周知する体制を整えている（参照資料10-1、添付資料2-13）。

<根拠資料>

- ・添付資料1-4：学校法人先端教育機構 第1期中期計画（概要）
- ・参照資料10-1：学校法人先端教育機構 ホームページ
(<https://www.sentankyo.ac.jp/>)
- ・添付資料2-13：事業構想大学院大学運営方針(2023年3月11日)
(「2022年度第12回教授会」資料2)

10.1.2 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

本学における意思決定機関は、学校法人においては理事会、評議員会が設置されている

(添付資料 1-1・10-2・10-3)。理事会は、理事長以下 9 名から構成されており、本学校法人における最終意思決定機関となっている。また評議員会は 18 名で構成されており、理事会の諮問機関として、予算、決算の諮問等、寄附行為で定められた重要事項についての諮問を行うほか、特に学識経験者や職業的専門性を有する評議員には、幅広い知見に基づいて法人運営全般にわたって意見を徴する機会ともなっている。2022 年度は、理事会は年間 5 回、評議員会は 3 回開催されている。

教学組織については、学則に則り、学長のほか、研究科長を置いている。その選考についてはそれぞれ「学長選出規程」(添付資料 10-4)、「研究科長選出規程」(添付 10-5)で定めている。また、2020 (令和 2) 年からは学校法人と理事長、学長、執行部及び教員をつなぎ、大学運営の戦略策定と遂行にリーダーシップをとる職務として、学監の職位を創設している(添付資料 10-6)。それら、役職者の職務権限に関しては教員任免規程に定めるところとなる。

教学事項の意思決定を諮問する機関は教授会となる(添付資料 10-7)、教授会の中に「教育研究委員会」(教育課程にかかわることの課題と改善方針を審議)(添付資料 10-8)、「院生委員会」(本学の学生支援にかかわることの課題と改善方針を審議)(添付資料 10-9)、「入試委員会」(入試の実施にかかわることを審議)(添付資料 10-10)といった各種、議決権を持たない委員会を設けている。

また、当該年度より、規程を改定し、教授会のもとに代議員会を設置し、重要事項について密な審議を行う体制を整えた(添付資料 10-7)。教授会と代議員会は合わせて月に 1 回、実務家教員が集まりやすい土曜日に開催され、諮問事項の審議及び教学に関する事項全般について報告し、オープンに議論を行っている。また、大学運営のための会議として、専任教員 α 会議を隔週で開催している他、学生の募集・入試関連ではアドミッション・オフィス会議(添付資料 5-2)、点検・評価関連では、教育課程連携協議会(添付資料 2-2)、自己点検・評価委員会(添付資料 2-1)を定期的で開催している。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-1：事業構想大学院大学 自己点検・評価委員会規程
- ・添付資料 2-2：事業構想大学院大学 教育課程連携協議会規程
- ・添付資料 5-2：事業構想大学院大学 アドミッション・オフィス規程
- ・添付資料 6-1：学校法人先端教育機構 教員任免規程
- ・参照資料 10-2：学校法人先端教育機構ホームページ
- ・添付資料 10-3：学校法人先端教育機構「役員名簿」(2023 年度)
- ・添付資料 10-4：事業構想大学院大学 学長選出規程
- ・添付資料 10-5：事業構想大学院大学 研究科長選出規程
- ・添付資料 10-6：事業構想大学院大学 学監選出規程
- ・添付資料 10-7：事業構想大学院大学 教授会規程
- ・添付資料 10-8：事業構想大学院大学 教育研究委員会規程
- ・添付資料 10-9：事業構想大学院大学 院生委員会規程
- ・添付資料 10-10：事業構想大学院大学 入試委員会規程
- ・参照資料：規程集

10.1.3 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1： 予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算編成は、法人本部において原案を作成し、法人部門と教学部門の連絡調整機関でもあるα会議においてヒアリングを行っている。そのなかで要望事項や重点項目の予算化について議論も行った上で、3月に開催される評議員会に諮問の上、理事会で決定している。

予算の執行については、「学校法人先端教育機構経理規程」（添付資料 10-11）、「学校法人先端教育機構経理規程・附属経理専権事項に関する規程」（添付資料 10-12）に基づき、決裁金額に応じて、決裁権者が適切に決裁を行っている。教員の研究費等の執行および、事務部門における経費申請は電子決済システムによって電子決裁を行っている。法人本部においては、電子決裁を経していない経費支出は認めない仕組みとなっている。現金での出金は小口支払等やむを得ない場合に限定され、教職員が立て替えた経費についても原則として給与振込口座への振り込みとしている。

また、入金に関しては、学費納入や検定料の納付は、銀行振込またはクレジットカード決済によっている（提携金融機関から教育ローンの振り込みも含む）。他の受託研究収入や収益事業等も原則として、請求書によって銀行振込によって入金が行われている。

契約書の締結が必要な取引に関しては、「捺印申請書」の添付を義務付けている。理事長印の場合は、部門長、担当理事が決裁を行った上で理事長が決裁を行っている。学長印の場合は、事務局長、研究科長、学長が決裁を行っている。

監事は弁護士1名および企業経営者1名の計2名で、理事会、評議員会への出席および、法人の運営状況や重要な教学事項について、法人本部長から定期的に報告を行っている。また弁護士である押久保監事には、契約書締結や規程類の策定に関し、専門的見地からのアドバイスも受けている（添付資料 10-17）。

監査については、有限責任あずさ監査法人による会計監査を受けている。期中監査と期末監査により予算編成および予算執行は適切に行っているかについてチェックを受けている（添付資料 10-18）。

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立については、特にプロジェクトベースの受託事業においては、案件ごとに受託前に予算書を提出し承認を得る仕組みとなっており、また、事後には決算結果について報告を行うこととなっており、そのプロセスの中で総括を行っている。出版事業等の収益事業についても、年間の収支計画の立案および四半期ごとの進捗状況の管理を行っている。

<根拠資料>

- ・添付資料 10-11：学校法人先端教育機構 経理規程
- ・添付資料 10-12：学校法人先端教育機構 経理規程・附属経理専権事項に関する規程

- ・添付資料 10-17：監事による監査報告書
- ・添付資料 10-18：監査法人による監査報告書

10.1.4 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

事務局は「事務組織規則」(添付資料 10-13)に基づき、法人本部、大学院事務局、事業構想研究所、事業構想大学院大学出版部、総務企画部から構成され、大学部門専任職員の29名(男性20名、女性9名)に加え、学校法人関連会社である「株式会社先端教育事業」への業務委託、派遣職員から構成されている(添付資料 10-15)。

本学は、主に夜間・土曜日開講のため、学生対応、授業対応等のため時差出勤や当番制を敷いて、授業運営、学生や教員からの対応に支障がでないようにしている。

所属長は法人の方針を執行するため、方針や目標の共有、進捗状況を確認し、それらを各部門の職員が実行できるよう、部門毎に定期的にミーティングを開催している。また、管理職研修、ITリテラシー研修、インボイス制度に関する研修等、制度変更に伴う研修や、大学職員の心構え、防災訓練、救急救命講習、リスクマネジメント講習会などを定期的実施している。

職員の採用、昇格に関する事項は、「就業規則」に規定されている(添付資料 10-14)。教務を担当する職員は、夜間勤務(シフト勤務により平日 13:00~22:00、土曜 09:30~18:30の出勤体制)があることもあり男性職員が多い。全体的に女性職員が相対的に少ないことが課題ではあるが、事務局長、出版部の編集長、事業構想研究所のマネージャークラスの職員は女性職員が担っており、基本的には能力主義で配置されている。育児のために時短勤務を希望する職員には勤務体制に配慮している。

少所帯の割には校舎や部署が分散しているため、各部署では、オンラインを活用し校舎横断で定期的に定時ミーティング(朝礼等)、会議を実施し、校舎間の情報共有や改善点の確認を行うことで、日常的に緊密な連携を取っている。教員と職員との連携では、日常の大学運営、学生対応、入学試験等で協働する機会が多い。

近年、校舎の拡大により教職員数が増加して、コミュニケーションがとりづらくなっていることから、広報室を中心に、学内の動きやニュースを毎週配信する取り組みを行ったり、教授会や代議員会に出席しない兼任教員へのメールでのニュース配信をするなど、いわゆる、インナー広報活動を推進している。

<根拠資料>

- ・添付資料 10-13：学校法人先端教育機構 事務組織規則

- ・添付資料 10-14：学校法人先端教育機構 就業規則
- ・添付資料 10-15：学校法人先端教育機構 組織別職員配置図

10.1.5 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1： 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施

職員の目標管理については、各部門で目標設定するとともに、それを各職員が自身の目標へ落とし込み、半期ごとの目標の設定および目標の到達・進捗状況の確認を行っている。担当別に目標設定を行うことで、振り返りを行った際に、目標通り進捗していれば達成感を得ることができ、また予定通り進捗できなかった場合でも、比較的早い時点で軌道修正を行うことができ、職員のモチベーション向上につながっている。人事考課については、所属長および担当理事等が定期的に面談を行い、賞与等に反映させる仕組みとなっている。

スタッフ・ディベロップメント(SD)については、社会構想大学院大学の職員と合同で実施している。2023年度は下記内容にて実施した。

2023年度SD研修会

テーマ：大学職員入門 大学教務の基礎知識

日時：2023年9月19日(火) 17:30～18:30

実施方法：オンライン

参加者：全専任職員(当日欠席者は動画及び資料にて学習)

その他、学外のセミナーやシンポジウム、各種研修等に参加する機会も多くある。また、私立大学職員の自主的な勉強会ネットワークにも参加している職員もいる。

<根拠資料>

- ・添付資料 10-16：学校法人先端教育機構 SD研修会資料(2023年9月19日)

10.1.6 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1： 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2： 監査プロセスの適切性

評価の視点3： 点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営の適切性の点検・評価のために自己点検・評価委員会を定期的に開催している(詳細は第2章参照)。また、特に、教育および研究に関する事項については「教育課程連携協議会」に自己点検・評価の結果を報告し、同委員会において当該専攻の教育・研究の質的向上に向けた議論を行い、その結果を報告書に取りまとめるとともに、教授会及びFD研修会で学内構成員に共有する仕組みとなっている。

第 10 章 大学運営・財務 (2) 財務

10.1.7 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

<私立大学>

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

中・長期の財政計画については、事業構想大学院大学運営方針において以下の通り策定している（添付資料 2-13）。

財務方針

1. 教育研究環境の維持・向上のため、財務的基盤を安定的かつ強固なものとするために、中期計画に基づく戦略的な予算編成を行う。
2. 理事会で承認された事業計画及び予算に基づき、適切に予算を執行する。
3. 予算執行の適切性を判断するため、各部署のコスト構造を把握する。

また、学校法人先端教育機構の第 1 期中期計画においても、「永続的に発展できる財務体質」を構築するための戦略が示されている（添付資料 1-4）。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-4：学校法人先端教育機構 第 1 期中期計画
- ・添付資料 2-13：事業構想大学院大学運営方針
(2023 年 3 月 11 日開催「2022 年度第 12 回教授会」資料 2)

10.1.8 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等

本学は、開学以来、定員は毎年充足・超過している状態が続いており、2014（平成 26）年度からは、専門職学位課程の授業が開講していない平日の昼間の時間帯を活用したプロジェクト研究の実施による研究員の受け入れ、企業や自治体からの受託事業、事業構想大学院大学出版部による「月刊事業構想」等の出版事業に積極的に取り組んでいる（具体的な実施状況は第 9 章参照）。財政基盤の安定化のためには、専門職学位課程以外の多面的な収入の確保が必要不可欠である。

現在、キャッシュフローには十分な余裕があり、財務的には特段問題はないものの、今後においても本学の事業の持続性を担保するためにも、単年度黒字による経営健全化を持続する方針である(添付資料 10-19)。

なお、予算編成は、法人本部において原案を作成し、教学部門にヒアリングを行っている。そのなかで要望事項や重点項目の予算化について議論も行った上で、3月に開催される評議員会に諮問の上、理事会で決定している。

外部資金獲得に関しては、文部科学省 2021(令和3)・2022(令和4)・2023(令和5)年度の3年連続で文部科学省のリカレント教育事業に採択され、2023(令和5)年度においては、以下の3件が採択されるなどしている。このように、外部資金を有効活用し、既存の教育プログラムの強化を行っている。

2023(令和5)年度「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」

1. 社内DXクリエイター養成プログラム
2. ネクスト地域イノベーター養成プログラム
3. 観光まちづくりプロデューサー養成プログラム

<根拠資料>

- ・添付資料 1-4：事業構想大学院大学「設置の趣旨等を記載した書類」
- ・添付資料 1-5：事業構想大学院大学 学則
- ・添付資料 10-19：学校法人先端教育機構決算報告書

10.2 長所・特色

2021(令和3)年度より5校舎体制となり、中長期計画に基づいた展開を実現している。

ICTを活用し5校舎間の連携を取りながら業務を遂行している。

会議体を改変しながら実態にあった運営体制を取ることができている。

10.3 問題点

5校舎体制になり、以前よりも教職員の間での連携が複雑化し、ICTの活用などの対応を行っているが、連携体制については試行錯誤の部分がある。

10.4 全体のまとめ

「中期計画に基づき、2021(令和3)年度より5校舎体制となり、安定した財政基盤のもとに大学運営を行っている。5校舎体制において複雑化する教職員の連携に関してはICTの活用により対応を行っている。実態に合わせた会議体制の柔軟な変更により円滑な大学運営を行っている。

終 章（要確認）

（1）自己点検・評価を振り返って

本学は、事業構想の分野で高度な専門性をもつ「人財」の育成を行うことを設置の目的として、2012(平成24)年4月に東京、南青山に開学し、2024(令和6)年3月23日には、仙台校、東京校、名古屋校、大阪校、福岡校から11期生総勢131名が飛び立ち、修了生が700人を超えた。

本学の発足時には、事業を構想することに特化した「高度専門職業人」の育成のための高等教育機関も、そのための学問体系も存在しなかった。このため、開学当初は、既往の学術体系で準備された成果を統合・活用しながら、実務を前提とした新たな事業を構想し、具体的に検証可能な計画にまで展開する知的作業を支援する教育活動と、「事業構想」に関する新たな学術体系の確立に向けての研究活動とを並行して行うことが必要だった。特に後者は、人間の知的活動についての深い理解とともに「事業を構想する」という知的活動の本質、すなわち、無限に複雑多様な現実への理解、不確実な未来への事業についての構想、異分野融合、新学術体系構築と、いずれも既存の学術分野、事業分野、専門職の意味、さらには教育研究の在り方の再定義を伴う、困難な作業への果敢な挑戦であった。

社会の「事業構想」への期待の高まりは顕著であり、一方で、「事業構想」に関する新たな学術体系の確立の難易度の高さとの、期待と現実のはざまのなかで、様々な試行錯誤をしながら12年目を迎える。「事業構想」という学の体系化はまだ途上ではあるが、多様な実務系教員・学術系教員が「事業構想」の理想を共有し、専任教員間の研究会やFDでの様々な議論を重ね、事業構想の体系化に向けて真摯に取り組んでいる、今の本学の姿を正直にまとめたものが本報告書となる。

（2）今後の改善方策、計画等について

2021（令和3）年度の経営系専門職大学院の認証評価受審まで、毎年自己点検・評価を実施し、本学の課題の洗い出しと改善方策とを検討し、自己点検・評価報告書としてまとめてきた、しかし、限られた人的資源、情報資源、経営資源の下で、改善に向けて取り組んでいくべき課題に優先順位をつけ、教育研究事業として社会の要請に応えるための計画の提示、組織、制度の整備、計画内容の実証が必要との観点から、2022（令和4）年度から自己点検・評価の方法を変えた。具体的には認証評価時点の課題を起点に、各種組織・委員会活動に紐づけて改善・向上計画をたて、その後の改善・向上にかかわる活動や今後の計画を簡潔記録し、確実にPDCAを回しながら次の認証評価の準備をしていく体制である。本年度の自己点検・評価では、2021（令和3）年度の認証評価時点には着任していなかった教員も複数加わったが、これまでの自己点検・評価の過程や課題を共有し、今後の改善計画も含めた本自己点検・評価報告書をまとめるにあたり、新たな自己点検・評価プロセスの有効性も確認できた。

本自己点検・評価の結果と認証評価結果を踏まえ、今後も教学事業の本質を再確認した全学マネジメント体制の設計と不断の改善を重ねていく所存である。

